

# 企業年金の現状と課題

I 企業年金等の状況

II 近年の制度改正と政策課題

III 政策当局の個人年金への傾斜

IV 一時金から年金への促進策(私案)

(参考) 公的年金の2024年財政検証関連

2025年3月

株式会社 久保総合研究所

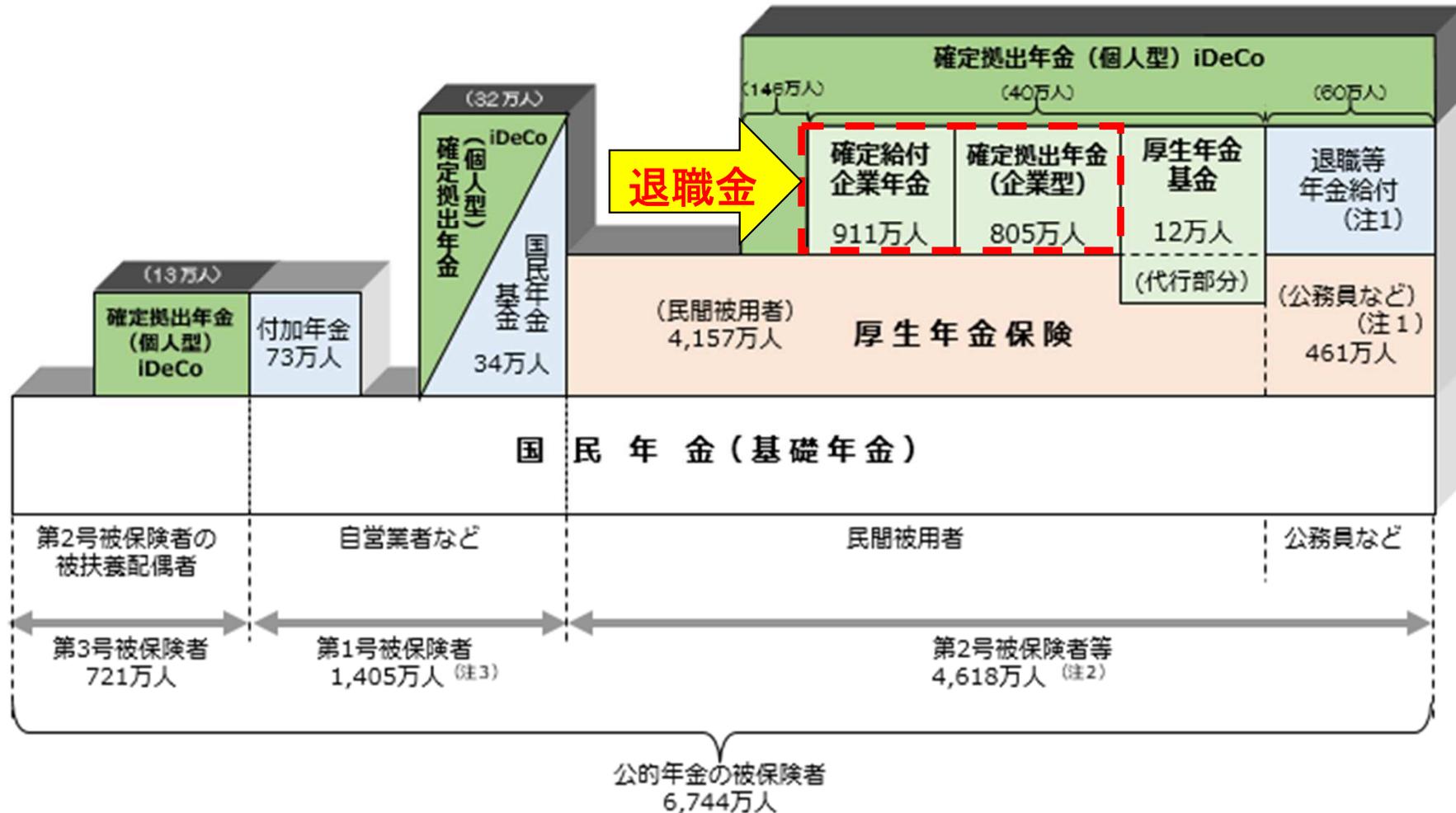
年金数理人 久保 知行

# I 企業年金等の状況

## <日本の年金制度の体系>

(数値は令和5年3月末現在)

確定拠出年金(個人型) iDeCo 合計290万人



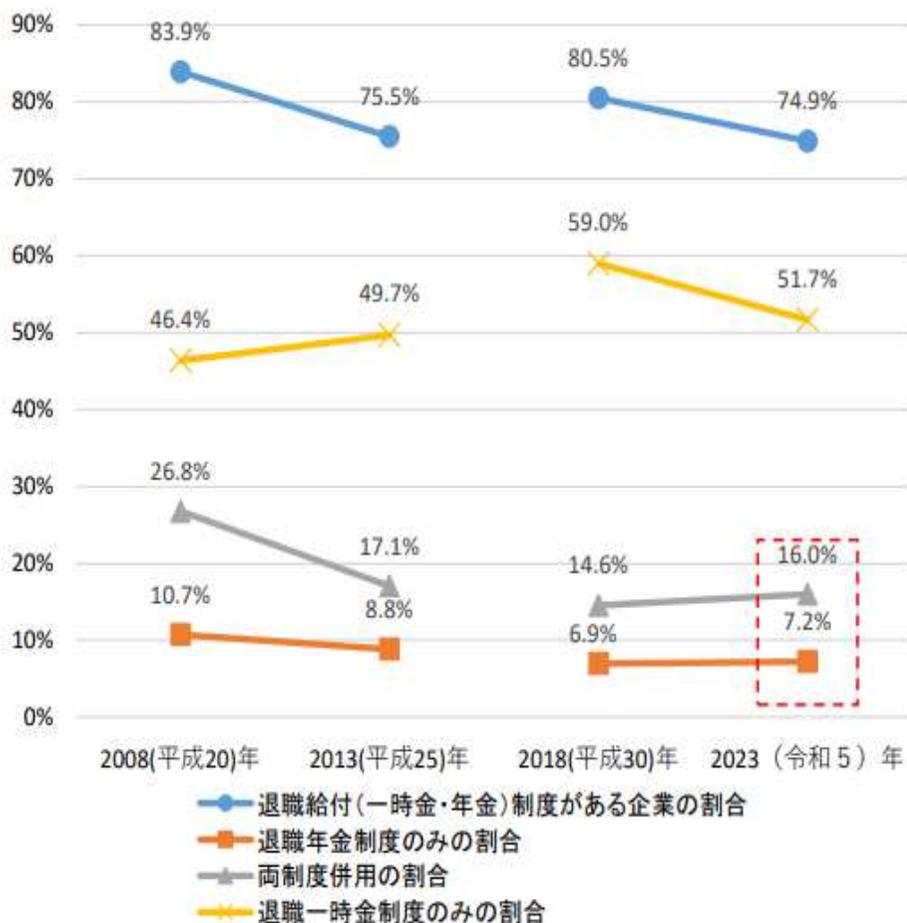
<出所:企業年金連合会「企業年金制度」より>

[https://www.pfa.or.jp/nenkin/nenkin\\_tsusan/nenkin\\_tsuusan01.html](https://www.pfa.or.jp/nenkin/nenkin_tsusan/nenkin_tsuusan01.html)

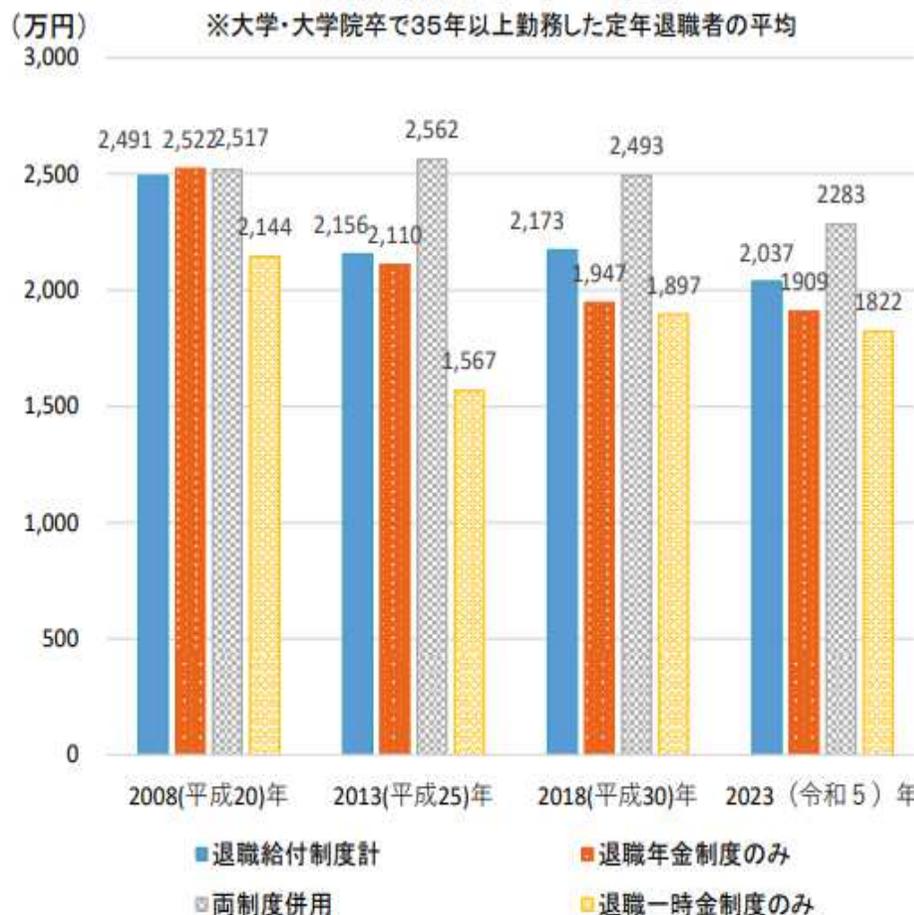
# <退職給付制度の有無と給付水準>

- 退職給付制度のある企業の割合は約**4社に3社**(5年前80.5%→74.9%)
- 退職給付制度有の中では、年金形態が若干増加 ○**給付水準は低下**

<退職給付制度の有無>



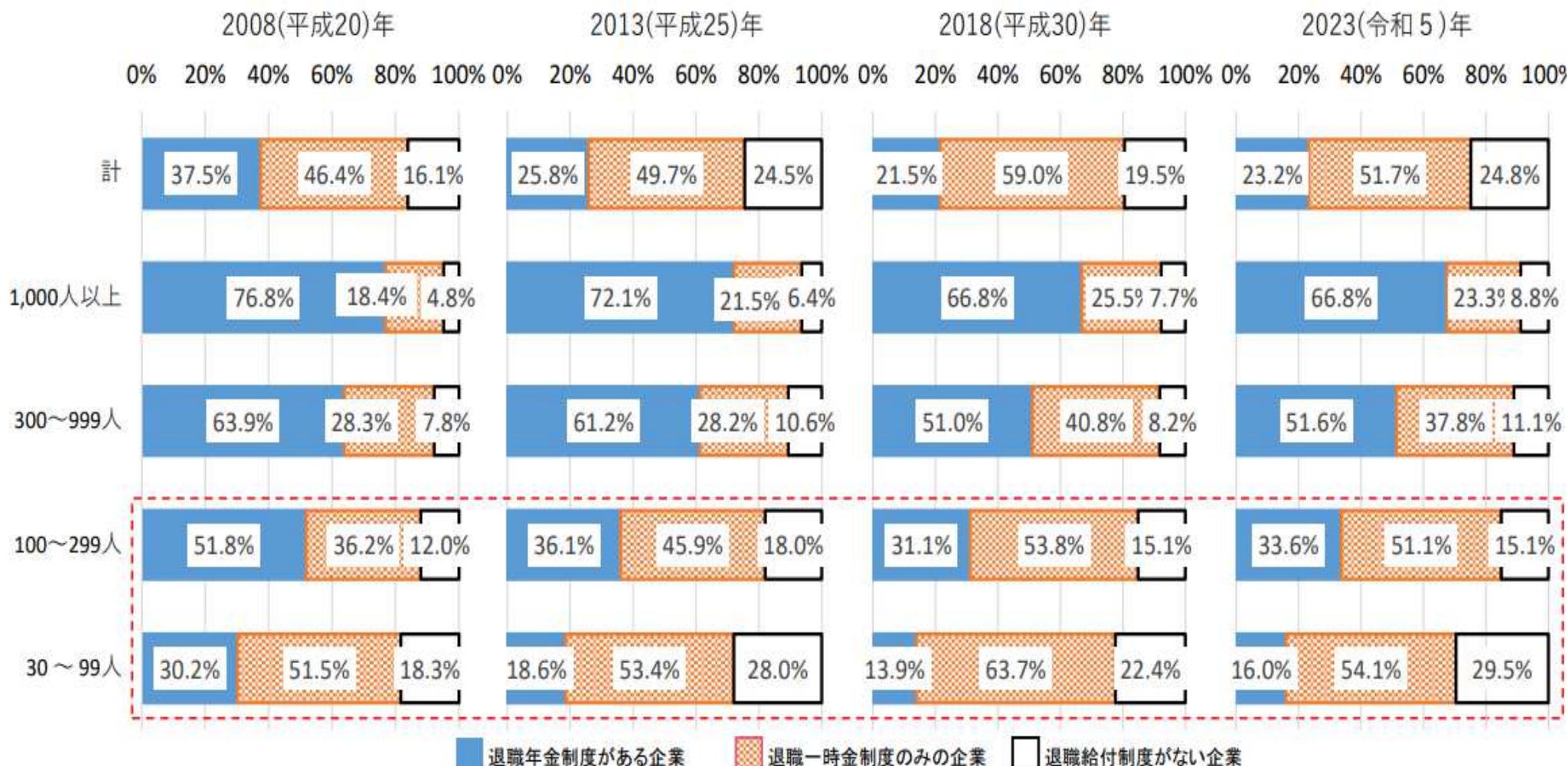
<退職給付水準の推移>



<出所:「公的年金と私的年金の現状と課題について」p21>

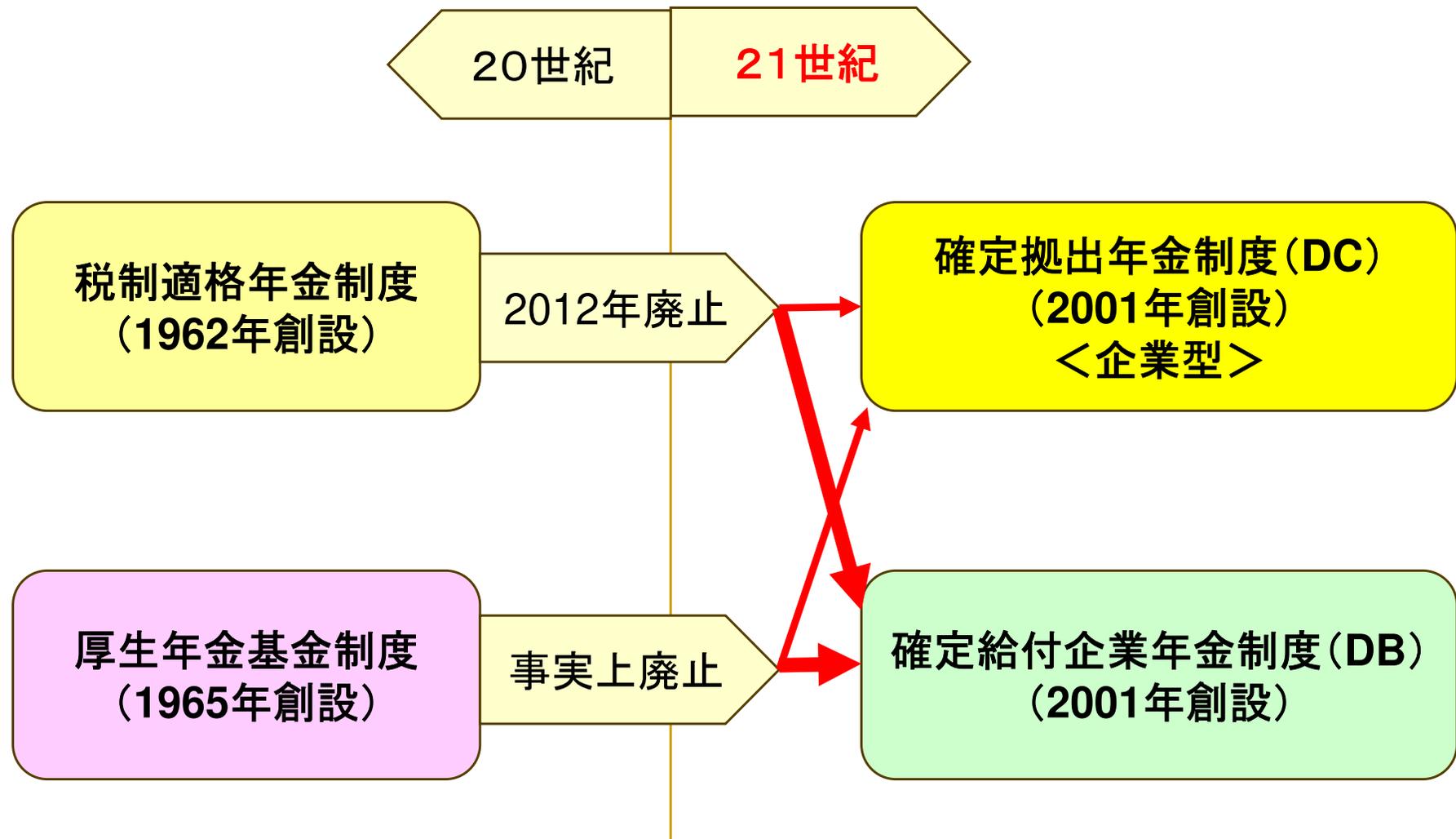
# <退職給付制度の実施状況(企業割合・規模別)>

- 退職給付制度のない企業は、従業員規模に関わりなく増加。30～99人では約3割
- 従業員規模300人未満では、「一時金形態」→「なし」「年金形態」にシフト



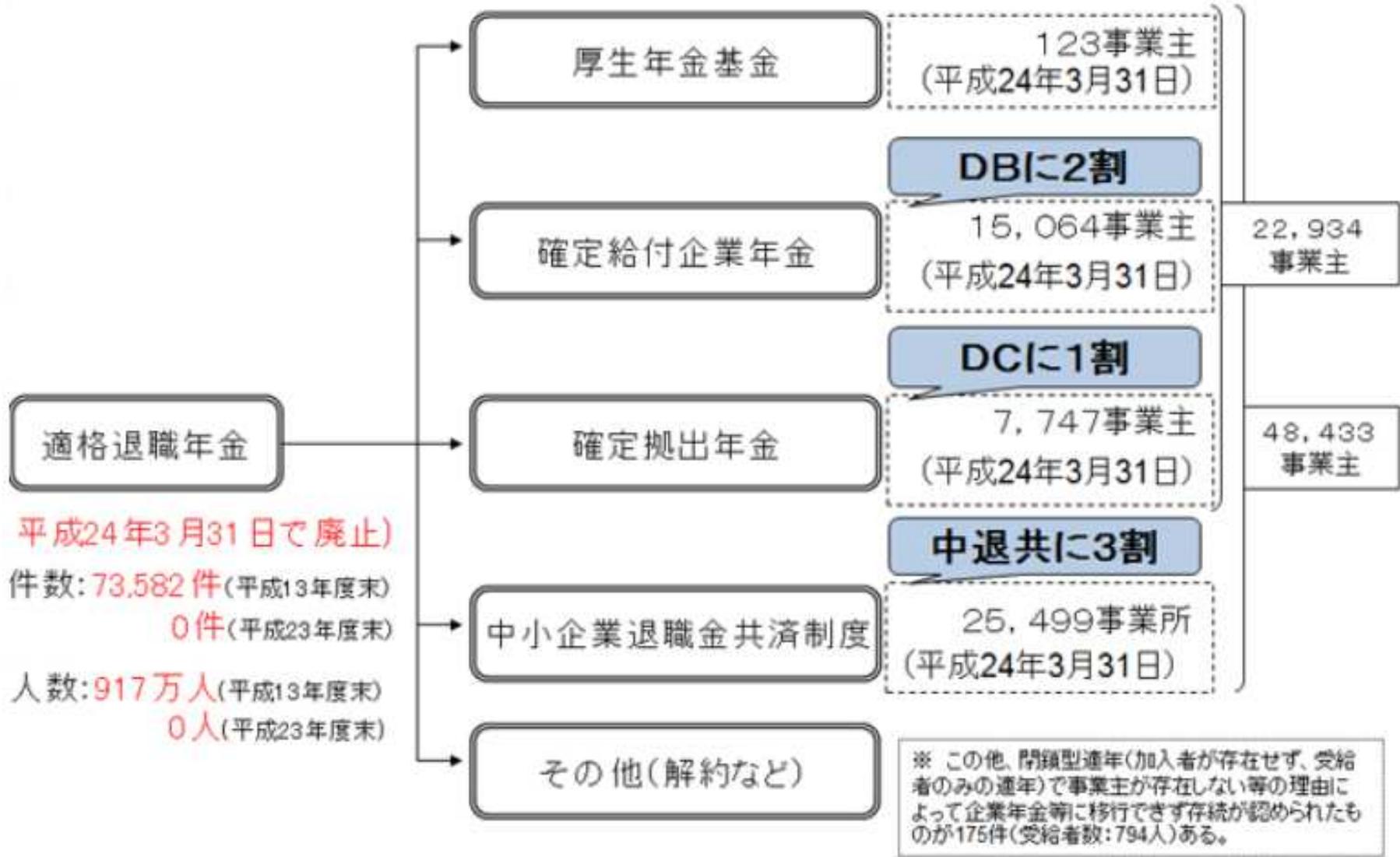
<出所:「公的年金と私的年金の現状と課題について」p22>

# <企業年金制度の変遷と選択肢>



<出所: 拙稿『企業年金の「終焉」』p3>

# <適格退職年金の企業年金等への移行状況>



<出所:厚生労働省「適格退職年金制度の動向」>

[https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/tekikaku\\_e.html](https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/tekikaku_e.html)

## <東京労働局 中小企業退職金調査(2年ごと)>

(都内中小企業(従業員数300人未満)の賃金等の実態調査)

年度	集計数	制度なし	(制度あり)	一時金のみ	年金あり	うちDC	うちDB
2024 (令和6)	659	34.4%	64.2%	48.9%	15.3%	42.6%	28.7%
2022 (令和4)	1,012	28.3%	71.5%	51.9%	19.7%	52.3%	43.2%
2020 (令和2)	1,407	20.9%	65.9%	47.3%	18.6%	46.4%	39.5%
2018 (平成30)	1,060	24.2%	71.3%	54.2%	17.2%	45.1%	44.5%
2016 (平成28)	995	29.5%	69.8%	49.1%	20.7%	37.4%	36.9%
2014 (平成26)	830	20.0%	78.9%	55.7%	23.3%	38.3%	36.8%
2012 (平成24)	1,099	21.1%	77.7%	56.1%	21.6%	27.0%	30.4%

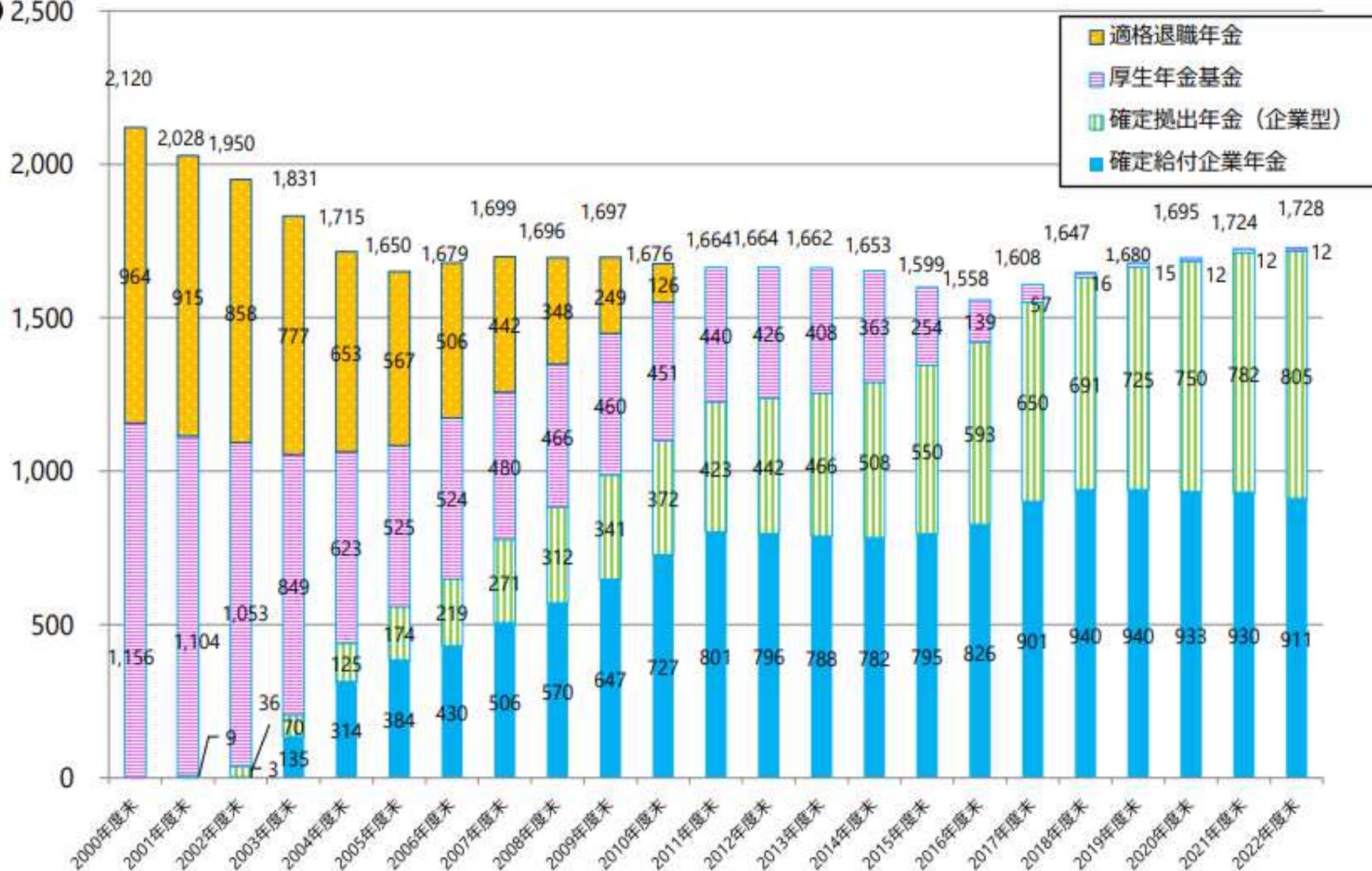
(注)未解答企業があるので、「制度なし」と「制度あり」の合計は100%になっていない。

- 中小企業で、退職給付制度がないのは約3割におよぶ。
- 中小企業は、約半分が「一時金のみ」の退職給付制度を採用している。
- 中小企業で、退職給付制度の年金形態の利用は2割弱で、DCがDBより少し多い。

<出所:東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情」より作成>

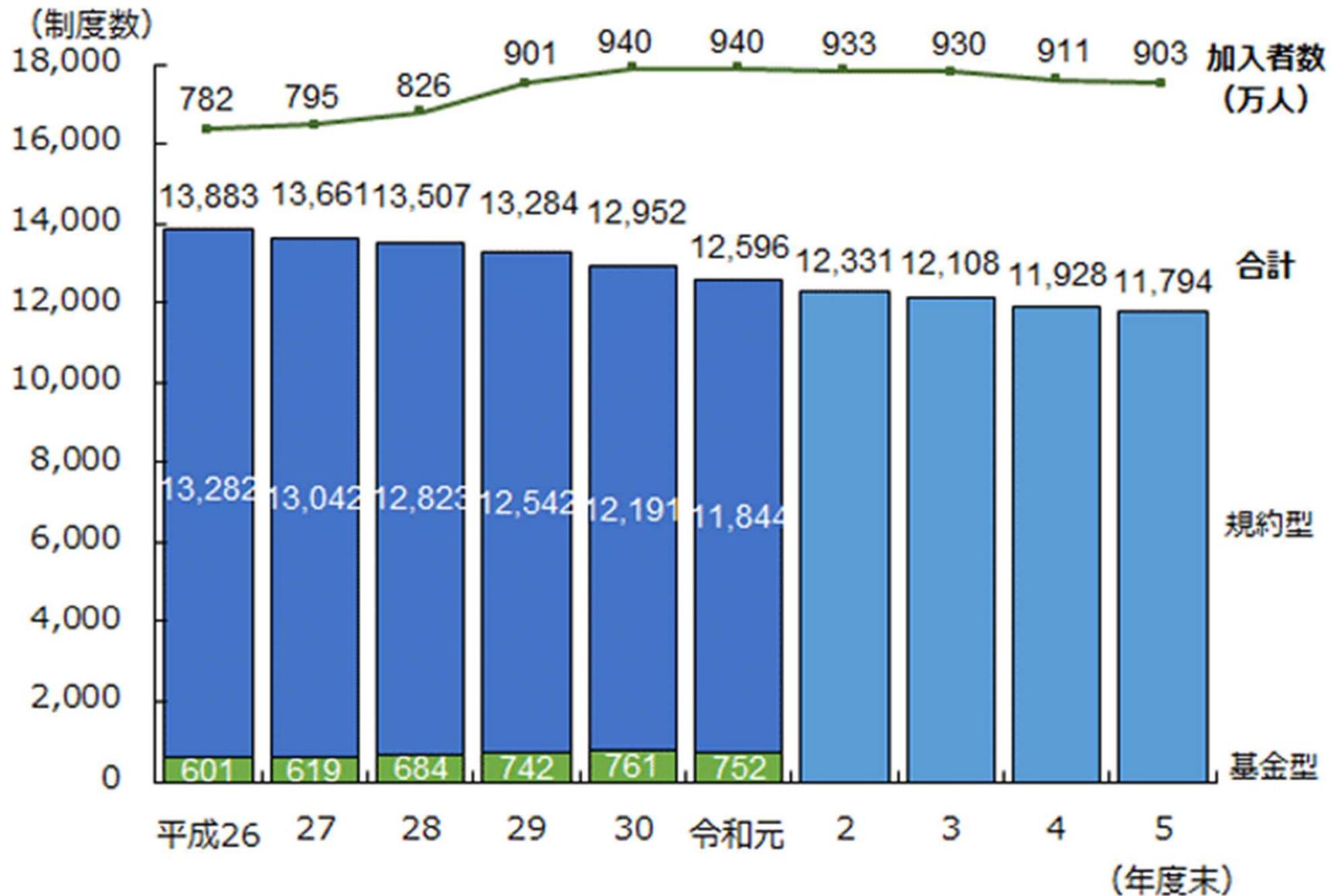
# ＜企業年金の加入者数の推移＞

加入者数(万人) 2,500



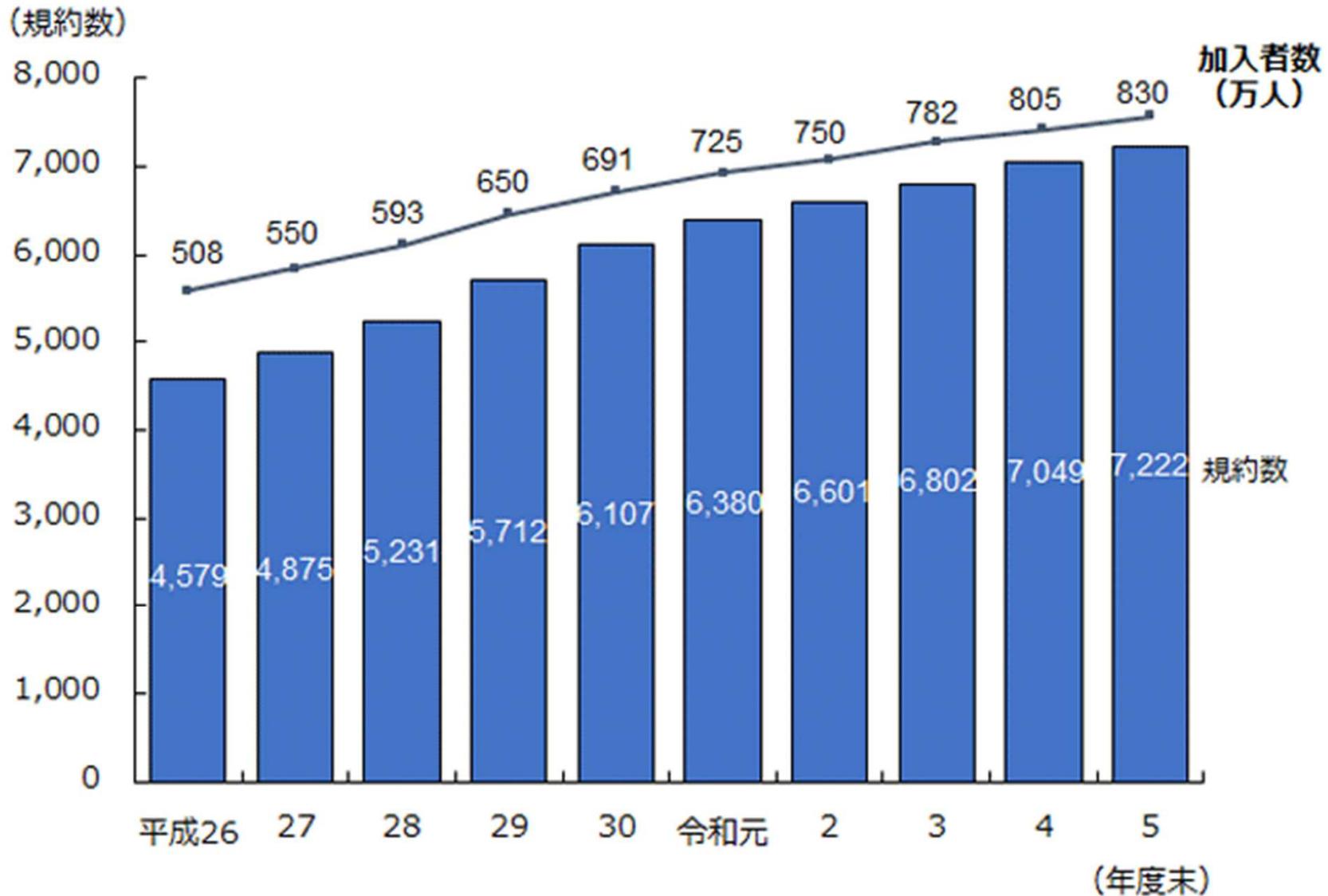
＜出所:「公的年金と私的年金の現状と課題について」p19＞

## < 確定給付企業年金の推移 >



< 出所: 企業年金連合会「確定給付企業年金の統計」 >

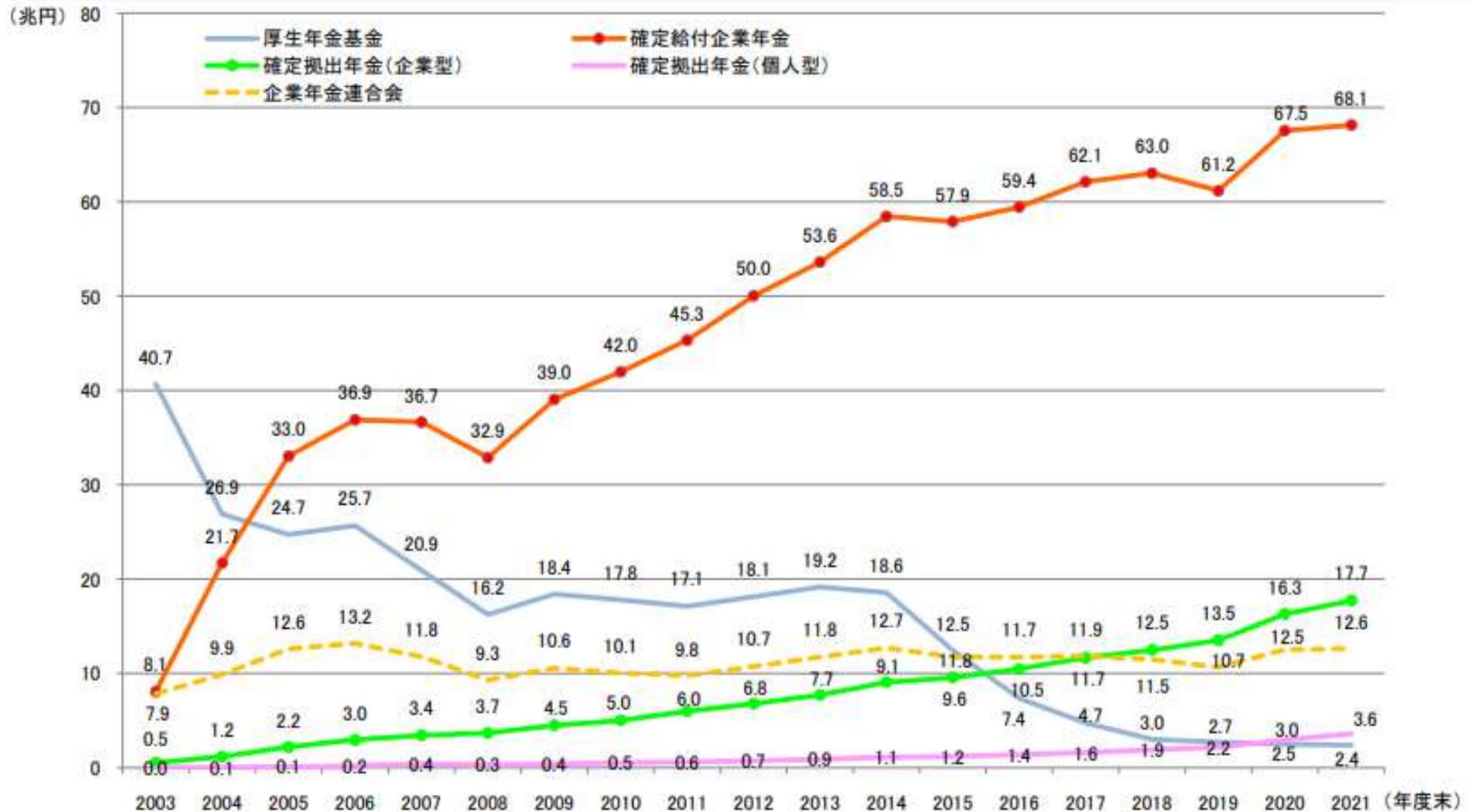
## ＜確定拠出年金（企業型）の推移＞



＜出所：企業年金連合会「確定拠出年金の統計」＞

# <企業年金・個人年金の資産残高>

○ 確定給付企業年金(DB)の資産残高68.1兆円、企業型確定拠出年金(企業型DC)の資産残高17.7兆円、個人型確定拠出年金(個人型DC)の資産残高3.6兆円となっている。



<出所:「私的年金制度(企業年金・個人年金)の現状等」p34>

## <最新状況>

<2024.3.31時点>

	件数	資産残高 (兆円) (対前年)		加入者数 (万人)
確定給付 企業年金	11,794	70.3	+6.5%	903
確定拠出年金 (企業型)	52,033	22.7	+21.2%	830
厚生年金基金	4	16.1	+11.2%	11

<出所: 信託協会等・厚生年金基金連合会>

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/013/202405/NR20240530-1.pdf>

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/013/202405/NR20240530-2.pdf>

[https://www.pfa.or.jp/activity/tokei/nenkin/files/dc\\_toukei\\_2024.pdf](https://www.pfa.or.jp/activity/tokei/nenkin/files/dc_toukei_2024.pdf)

## Ⅱ 近年の制度改革と政策課題

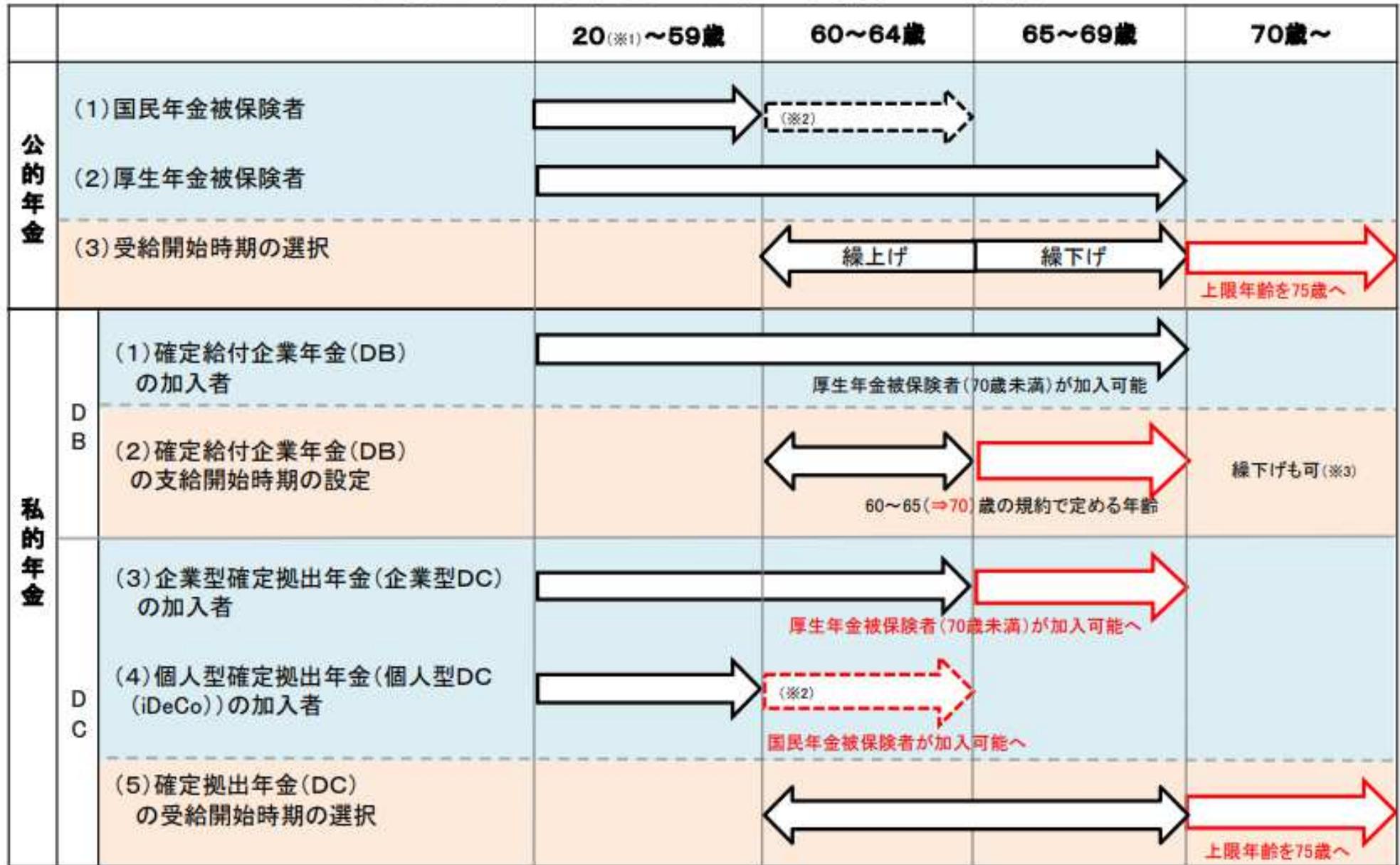
### ＜2020（R2）年金制度改革、2021（R3）税制改正の内容＞

R2年6月5日	<ul style="list-style-type: none"><li>■ DBの支給開始時期の設定可能範囲の拡大（65歳⇒70歳）</li><li>■ iDeCo継続投資教育の企業年金連合会への委託</li><li>■ DCの運営管理機関の登録手続きの見直し</li></ul>
R2年10月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 中小企業向け制度（簡易型、iDeCoプラス）の対象拡大（従業員100人以下⇒300人以下）</li><li>■ 企業型DCの規約変更手続きの見直し</li><li>■ DBガバナンスの確保（総合型基金の代議員規制、AUPの実施、資産運用委員会の設置）</li><li>■ DB, DCの法令解釈通知等の改正（同一労働同一賃金ガイドライン、選択制DC）</li></ul>
R3年1月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>■ iDeCo加入申し込み等のオンライン化、添付書類の簡素化</li></ul>
R3年4月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>■ DCの脱退一時金の改善（通算掛金拠出期間3年以下⇒5年以下）</li></ul>
R4年4月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>■ DCの受給開始時期の上限引き上げ（70歳⇒75歳）</li><li>■ 事業主による企業型DCの業務報告に係る手続きの見直し</li></ul>
R4年5月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>■ DCの加入可能要件の拡大（企業型:65歳未満厚年加入⇒厚年加入, 個人型:60歳未満国年加入⇒国年加入）</li><li>■ DCの脱退一時金の改善（外国籍人材の帰国時の受給要件緩和）</li><li>■ 制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）の改善</li></ul>
R4年10月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和</li><li>■ 企業型DC加入者ごとのマッチング拠出とiDeCo加入の選択</li></ul>
R6年12月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>■ DCの拠出限度額の算定方法の見直し（DB等の他制度掛金相当額の反映）</li></ul>

※ DCの拠出限度額の算出方法の見直し（R6年12月1日）がR3税制改正、その他はR2年金制度改革

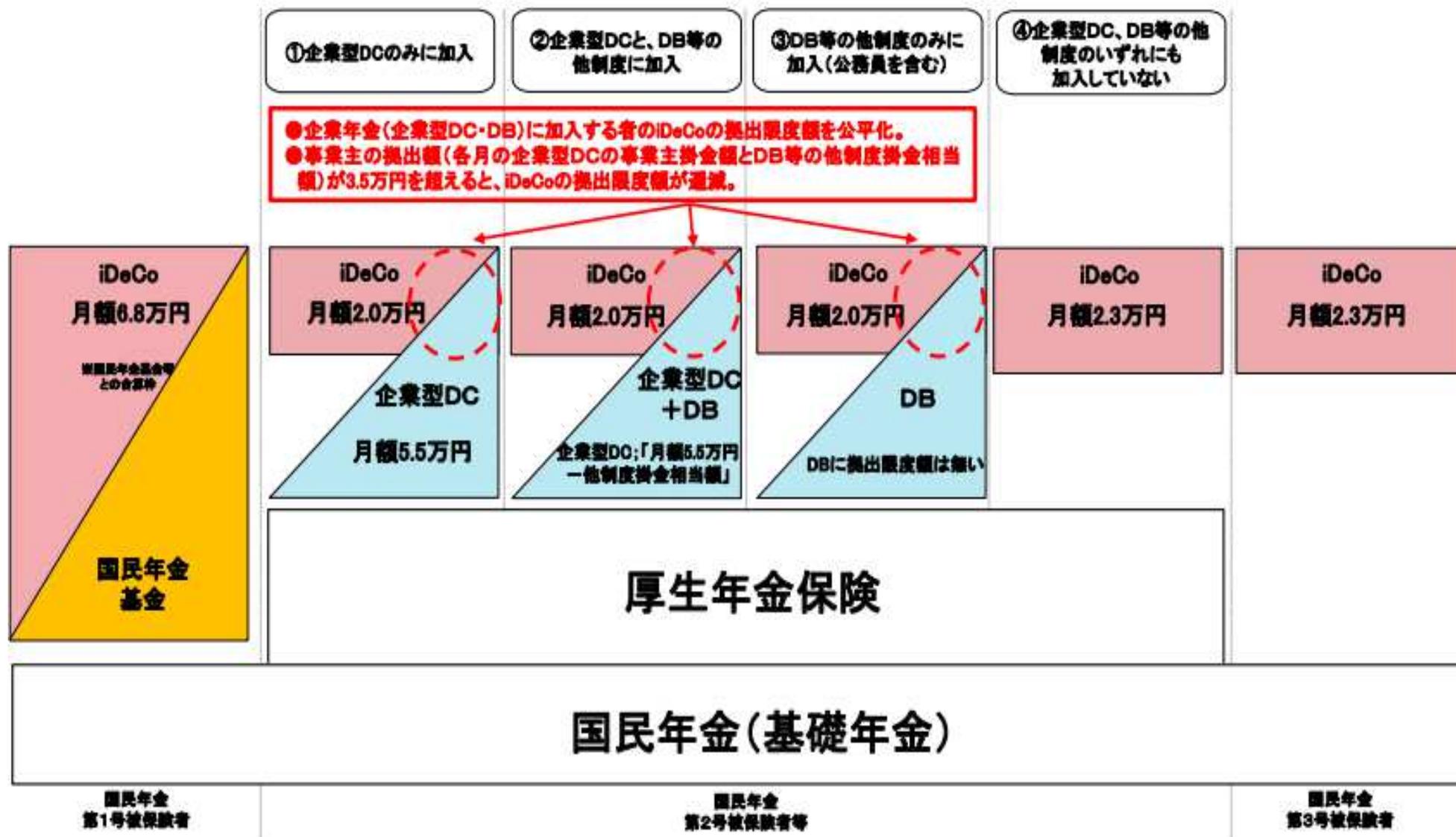
＜出所:「私的年金制度(企業年金・個人年金)の現状等」p36＞

# ＜公的年金・私的年金の加入・受給の全体像＞



＜出所:「私的年金制度(企業年金・個人年金)の現状等」p39＞

# <DB等の他制度掛金相当額の反映後 (令和6(2024)年12月~)>



<出所:「私的年金制度(企業年金・個人年金)の現状等」p46>

## <加入対象者の区分と拠出限度額(2024年12月1日より)>

	企業型年金	個人型年金 (iDeCo)
実施主体	企業型年金規約の承認企業	国民年金基金連合会
掛金の拠出	事業主が拠出 (規約により加入者拠出可能)	加入者個人が拠出 (企業は中小企業のみ拠出可能)
加入対象者と 拠出限度額	実施企業に勤務する従業員 ○確定給付型の年金を実施していない場合 <b>月当たり55,000円</b> ○確定給付型の年金を実施の場合 <b>月当たり55,000円</b> <b>—DB制度対応掛金</b>	1. 自営業者等 <b>月当たり68,000円</b> (国民年金基金の限度額と枠を共有) 2. 厚生年金保険の被保険者 ○企業型年金のみを実施している場合 <b>月額55,000円—企業型年金掛金</b> <b>(月額20,000円限度)</b> ○確定給付型の年金実施の場合・公務員 <b>月額55,000円—DB制度対応掛金</b> <b>—企業型年金掛金(月額20,000円限度)</b> ○確定給付型・企業型年金を実施していない場合 <b>月当たり23,000円</b> 3. 専業主婦(夫) <b>月当たり23,000円</b>

(月額管理から年単位までの管理可能に。企業型・個人型の同時加入可能は毎月拠出のみ。)

(出所)筆者作成

## <企業年金の普及に向けた中小企業向けの取組>

		実施要件	負担軽減の概要
確定給付企業年金	受託保証型確定給付企業年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産額が数理債務の額を下回らないことが確実に見込まれること(保険契約により、積立不足が発生しないことが確実に見込まれること)</li> <li>・加入者数の規模による制限はないが、規約型に限る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡便な方法による掛金・債務計算が可能</li> <li>・掛金計算の基礎を示した書類の提出不要</li> <li>・運用の基本方針の作成不要</li> <li>・事業報告書の一部事項の記載不要</li> <li>・貸借対照表、損益計算書の記載不要</li> </ul>
	簡易な基準に基づく確定給付企業年金	加入者数が500人未満 <small>※施行当初は300人未満、2010年より500人未満</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡便な方法による掛金・債務計算が可能</li> <li>・当分の間、年金数理に関する書類について、年金数理人の確認が不要</li> </ul>
確定拠出年金	簡易型確定拠出年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者となる者が300人以下 <small>※施行当初は100人以下、2020年より300人以下</small></li> <li>・すべての厚生年金被保険者を加入者とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掛金額は定額</li> <li>・提供商品数は2本以上</li> <li>・加入者掛金の額は選択肢が1つでも可能</li> <li>・添付書類等の簡素化</li> </ul>
	中小事業主掛金納付制度	企業年金(企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金)を実施しておらず、使用する厚生年金被保険者が300人以下の中小事業主 <small>※施行当初は100人以下、2020年より300人以下</small>	従業員の老後の所得確保に向けた支援をiDeCoを活用して実施

<出所:「DC制度の環境整備」p6>

# <中小企業向け制度(簡易型DC・iDeCoプラス)の対象範囲の拡大>

○ 中小企業における企業年金の実施率は低下傾向にあることから、中小企業向けに設立手続を簡素化した「簡易型DC」や、企業年金の実施が困難な中小企業がiDeCoに加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出することができる「中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)」について、**制度を実施可能な従業員規模を100人以下から300人以下に拡大**する。(令和2年10月1日施行)

<見直し前>

簡易型DC

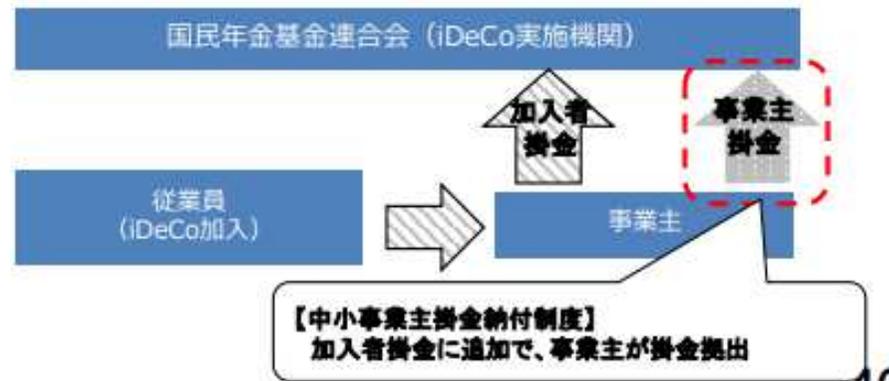
項目	簡易型	通常の企業型
制度の対象者	・適用対象者を厚生年金被保険者全員に固定 ※職種や年齢等によって加入是非の判断は不可	・厚生年金被保険者 ※職種や年齢等によって加入是非の判断は可能
拠出額	・定額	・定額、定率、定額+定率のいずれか選択
マッチング拠出	・選択肢は1つでも可	・2つ以上の額から選択
商品提供数	・2本以上35本以下	・3本以上35本以下

制度をパッケージ化することにより、

- ・ 導入時に必要な書類の簡素化
- ・ 規約変更時の承認事項の一部を届出事項に簡素化
- ・ 業務報告書の簡素化

中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)

項目	内容
事業主の条件	・企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員100以下の事業主 ※従業員とは厚生年金被保険者をいう
労使合意	・中小事業主掛金を拠出する場合に労働組合等の同意が必要
拠出の対象者	・iDeCoに加入している従業員のうち、中小事業主掛金を拠出されることに同意した者 ※ただし、iDeCoに加入している者のうち一定の資格を定めることも可能
拠出額	・定額 ※資格に応じて額を階層化することは可能



<出所:「DC制度の環境整備」p8>

## <中小企業におけるDCの取組状況>

○ 中小企業においては、いわゆる「総合型DC」の利用が増加していると考えられる。**?**

		実施要件	負担軽減の概要	実績	1事業所あたりの平均加入者数
確定拠出年金	簡易型 確定拠出年金	・加入者となる者が300人以下 ・すべての厚生年金被保険者を加入者とする	・掛金額は定額 ・提供商品数は2本以上 ・加入者掛金の額は選択肢が1つでも可能 ・添付書類等の簡素化	なし	—
	中小事業主 掛金納付制度	・企業年金（企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金）を実施しておらず、使用する厚生年金被保険者が300人以下の中小事業主	従業員の老後の所得確保に向けた支援をiDeCoを活用して実施	約7,400事業所 （約47,000人） （R6.3末時点）	約6人 （被保険者数ベースでは約13人）
	いわゆる 「総合型DC」	—	—	【推測値※】 約160規約 約27,000事業所 （約890,000人）	【推測値※】 約30人

※ いわゆる「総合型DC」の定義が定まっていない中で、2023年（令和5年）中に事業年度末が到来し、提出された「企業型年金に係る業務報告書」等を基に、1規約あたりの実施事業所数が100事業所以上であるものや「総合型」等の規約名称等を元に厚労省が調べたものであり、推測値である。

### （参考）その他の退職給付制度の取組状況

総合型DB 実施事業所：約3.1万事業所、加入者数：約164万人（令和2年度末）

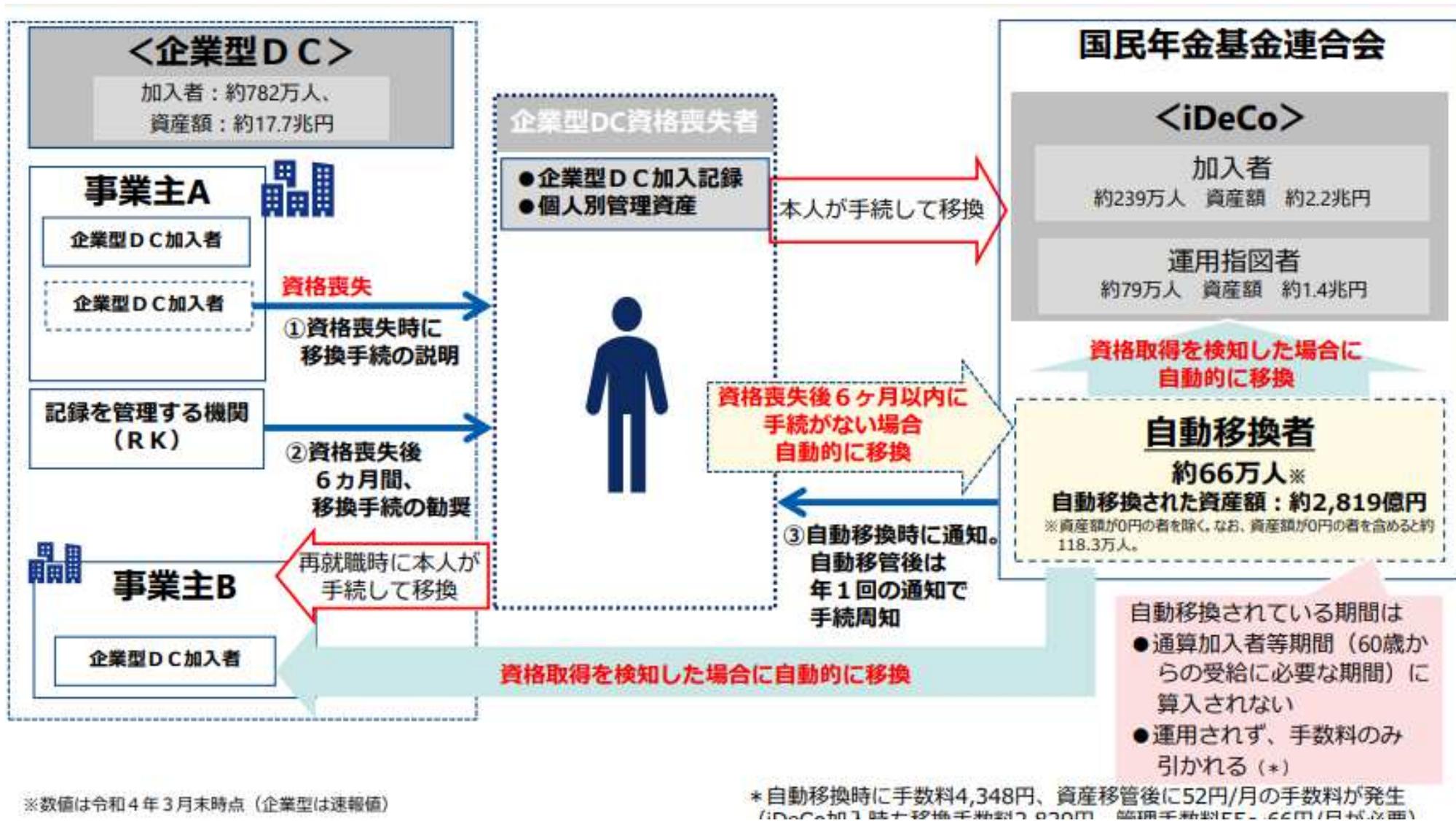
中小企業退職金共済制度 実施事業所：約55.5万事業所 加入被共済者数：約575.5万人（令和4年度末）

### （参考）2022（令和4）年9月1日時点の規模別の厚生年金保険適用事業所数・被保険者数

	総数	～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1000人以上
事業所数 （%）	2,641,823か所 （100%）	2,588,034か所 （98.0%）	37,648か所 （1.4%）	7,296か所 （0.3%）	5,038か所 （0.2%）	3,807か所 （0.1%）
被保険者数 （%）	41,214,368人 （100%）	16,623,617人 （40.3%）	6,227,068人 （15.1%）	2,781,251人 （6.7%）	3,490,516人 （8.5%）	12,091,916人 （29.3%）

<出所：「DC制度の環境整備」p9>

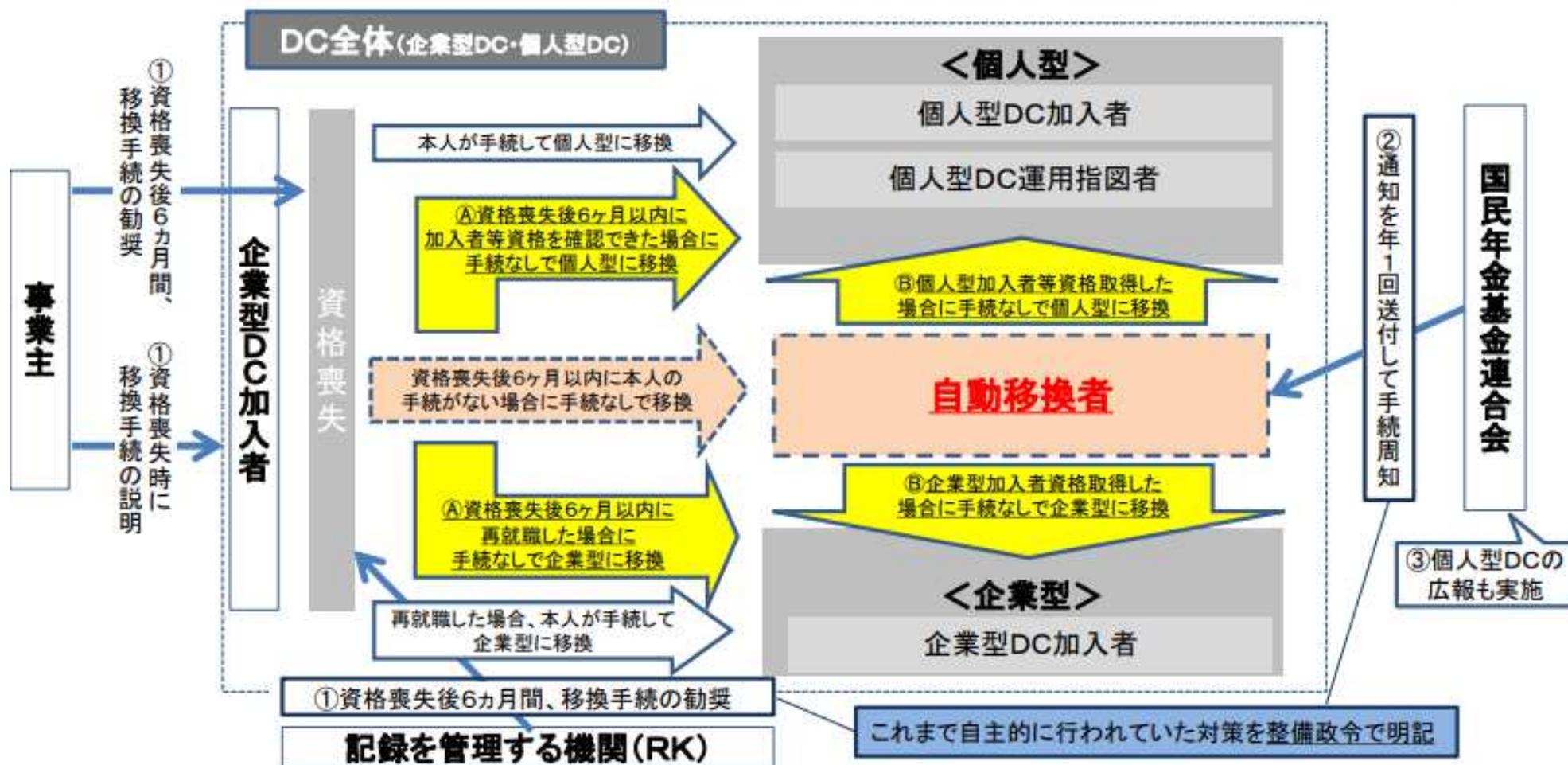
# <現状のDCにおける自動移換の仕組み(概要)>



<出所:「DC制度の環境整備」p32>

## <確定拠出年金(DC)における自動移換への取組>

- (1) これまで自主的に行われていた対策のうち、①RKによる移換手続勧奨や②連合会による年1回周知をDC改正法の平成30年5月施行分の整備政令に明記。
- (2) DC改正法(平成30年5月施行分)により整備されたDC間ポータビリティの規定に則り、④転職前の企業型の年金資産や、⑤自動移換された年金資産を、転職後の企業型DCや個人型DCに移換する対策を新規に実施。



<出所:「DC制度の環境整備」p35>

## <確定拠出年金(DC)の自動移換者の現状>

- 自動移換者に対しては、企業型・個人型への連合会からの移換戻しを行う仕組みを適切に活用している。

### 自動移換者等の状況

(令和5年3月31日現在)

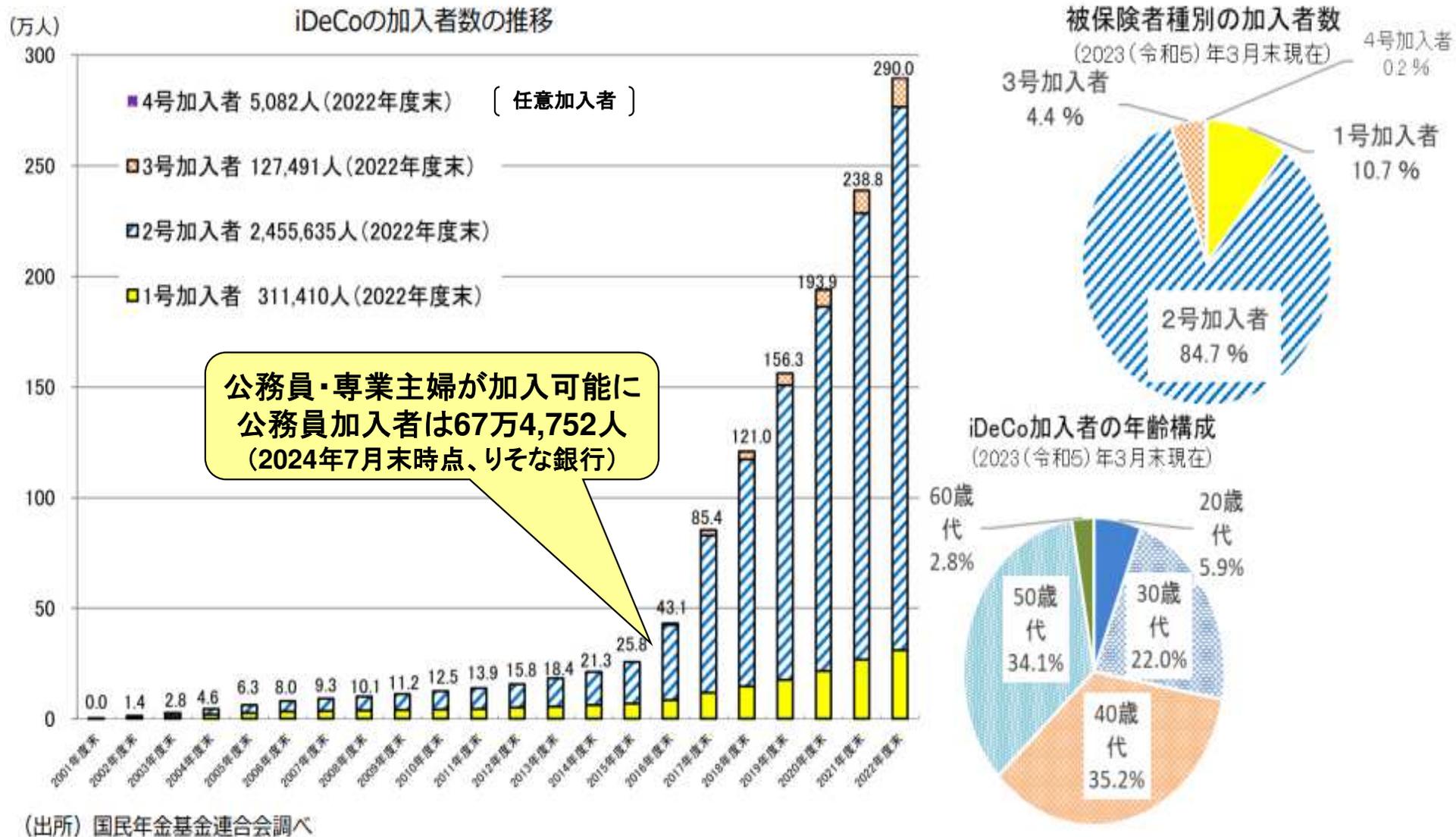
令和4年度末時点での人数		
自動移換者(管理資産額)	★ 661,528人	(2,818億9,700万円)
※資産額0円を含む自動移換者	1,183,061人	
令和4年度における年間件数		
① 新規自動移換者(資産額)	150,227人	(565億8,200万円)
② 企業型・個人型移換戻し件数(資産額)	48,236人	(314億2,600万円)
③ 死亡一時金件数(金額)	641件	(7億6,700万円)
④ 脱退一時金件数(金額)	1,331件	(3億2,300万円)
⑤ 70歳裁定件数(金額)	74件	(3,800万円)
⑥ 自動移換者増加(資産額)	★ 99,945人	(231億4,500万円)

出所：令和4年度 国民年金基金連合会業務報告書より厚生労働省作成

<出所：「DC制度の環境整備」p36>

# Ⅲ 政策当局の個人年金への傾斜

## <iDeCoの加入者数の推移>

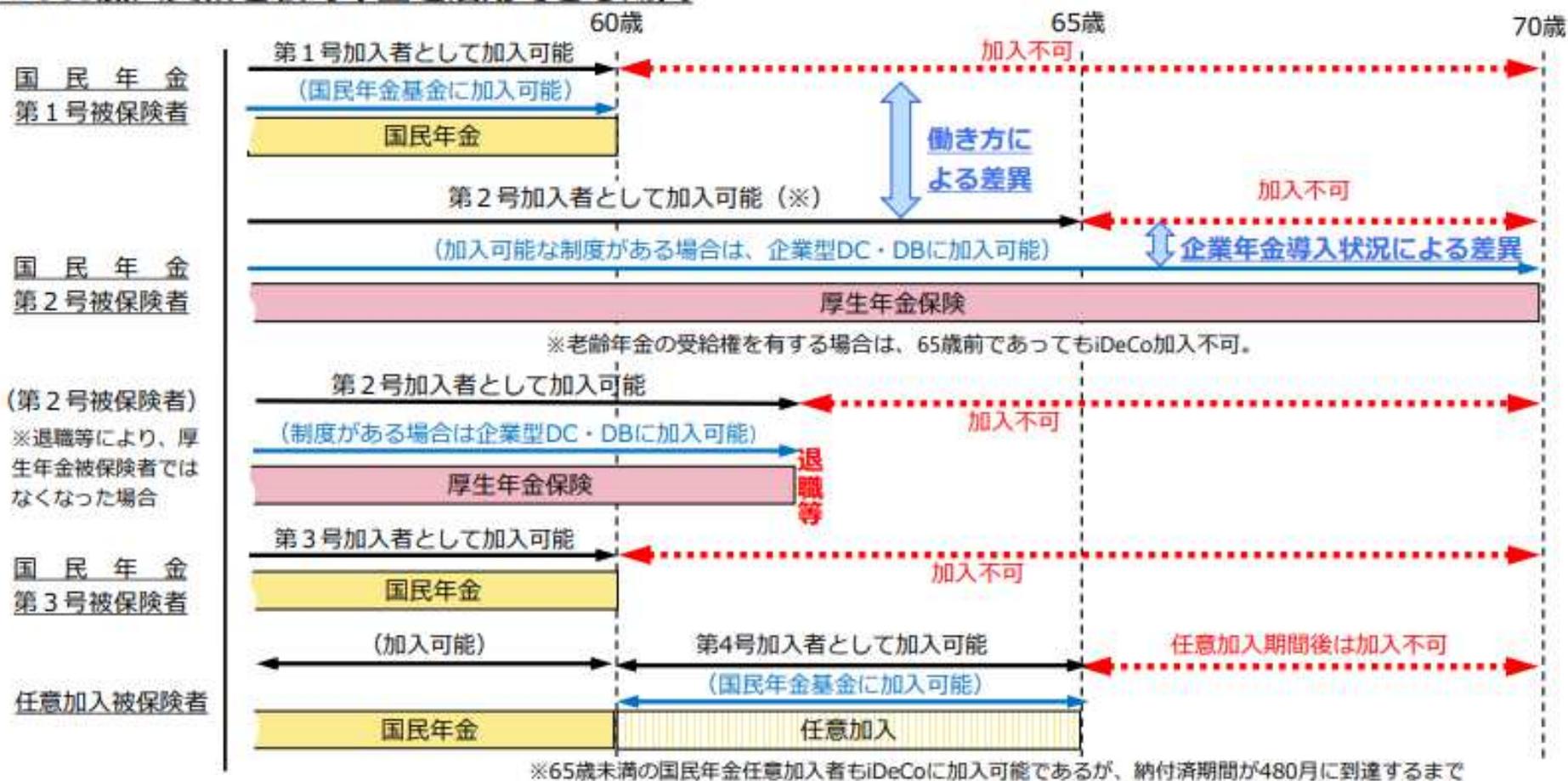


<出所:「公的年金と私的年金の現状と課題について」p20>

# <60歳以降における現状の公的年金と私的年金の関係>

- 自営業者等の国民年金第1号被保険者と会社員や公務員等の国民年金第2号被保険者ではiDeCo加入可能年齢が異なるため、60歳以降の働き方によって私的年金を活用できる期間が異なる。
- 会社員や公務員等の国民年金第2号被保険者は原則65歳以降はiDeCo加入資格を失うため、65歳以降の厚生年金被保険者は企業年金の導入状況により、私的年金を活用できる期間が異なる。

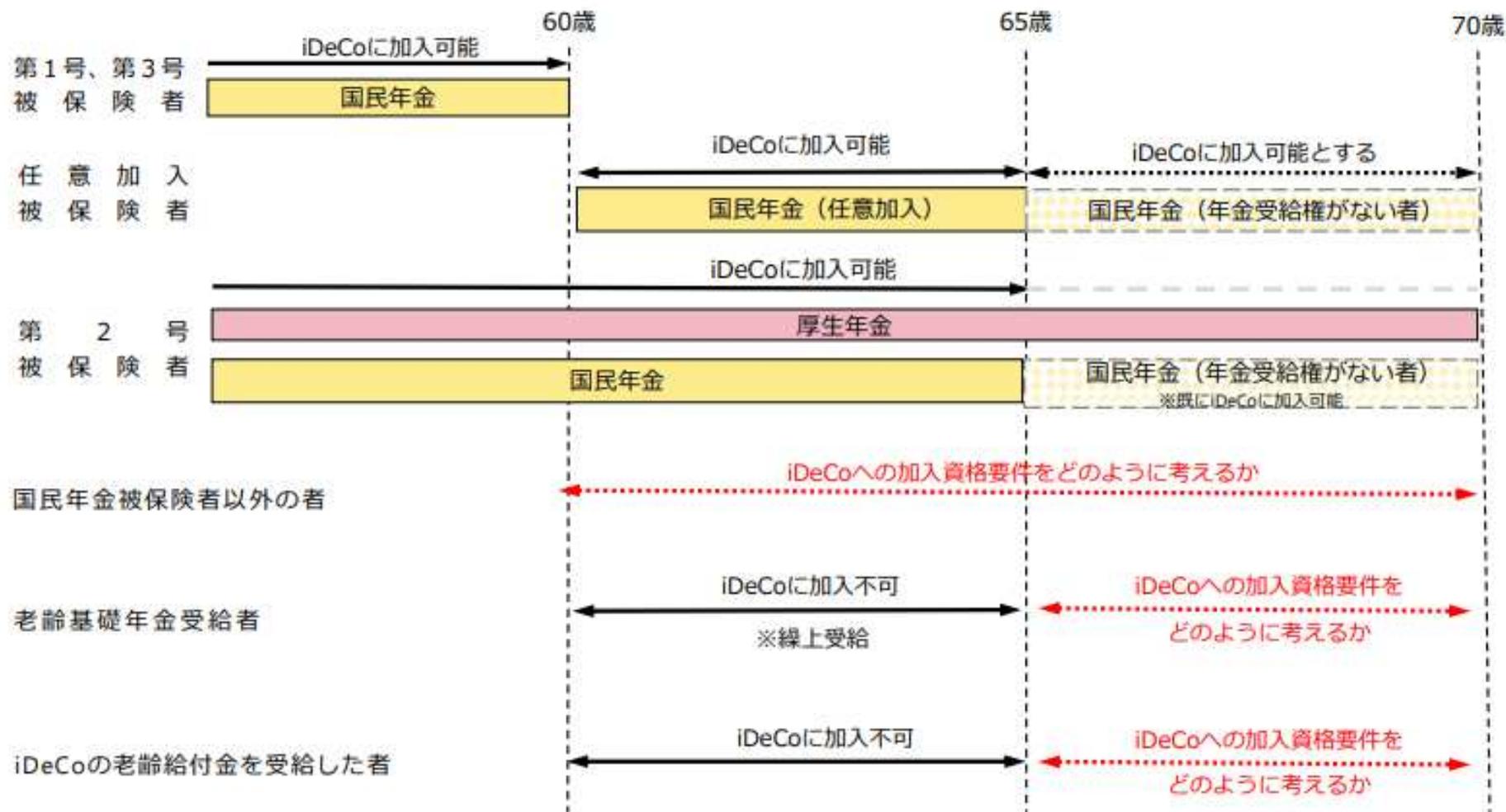
## iDeCo加入資格と私的年金を活用できる期間



<出所:「iDeCoの加入可能年齢・受給開始可能年齢」p5>

# <(iDeCoの加入可能年齢の引上げ検討)>

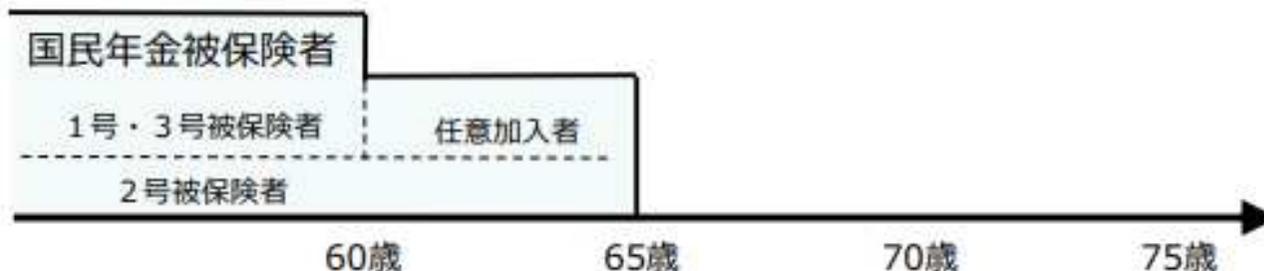
- iDeCoの加入可能年齢を70歳まで引き上げた場合、国民年金被保険者以外の者、老齢基礎年金受給者、iDeCoの老齢給付金を受給した者について、iDeCoへの加入資格要件をどのように考えるか。



<出所:「iDeCoの加入可能年齢・受給開始可能年齢」p10>

# <iDeCoの加入可能年齢の引上げについてのイメージ>

<現状> 国民年金被保険者であって、老齢基礎年金やiDeCoの受給を行っていない者



<iDeCoの加入可能年齢の引上げのイメージ>

60歳から70歳までのiDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって、老齢基礎年金やiDeCoを受給していない者を加入・拠出可能とすることについてどのように考えるか。



<出所:「iDeCoの加入可能年齢・受給開始可能年齢」p12>

# <2025(令和7)年度税制改正関連>

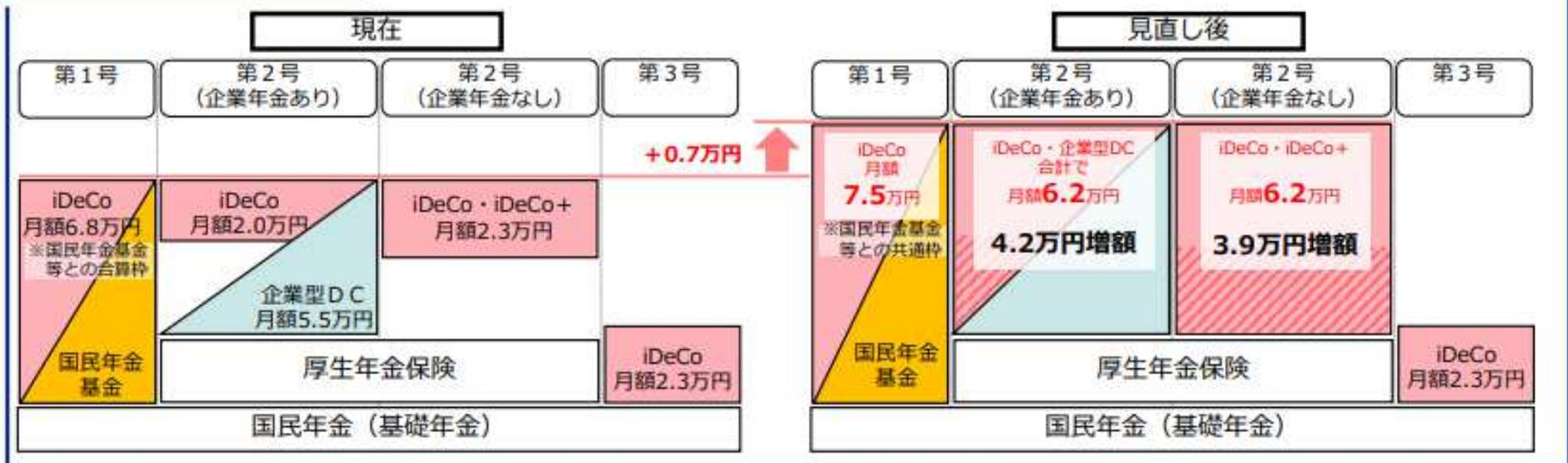
## 1 大綱の概要

確定拠出年金法等の改正を前提に、企業型確定拠出年金（企業型DC）・個人型確定拠出年金（iDeCo）等の拠出限度額の引上げやiDeCoの加入可能年齢の引上げ等の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

（主な見直し内容）

- 第2号被保険者の企業型DCの拠出限度額を月額6.2万円に引き上げる（現行：月額5.5万円）。
- 第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額を月額6.2万円に引き上げる（現行：月額2.0万円又は2.3万円）。
- 第1号被保険者の拠出限度額（iDeCoと国民年金基金で共通）を月額7.5万円に引き上げる（現行：月額6.8万円）。
- iDeCoについて、60歳以上70歳未満であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額を月額6.2万円とする。
- 企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。

## 2 制度の内容



<出所:「令和7年度税制改正に関する参考資料」p1>

## <2025(令和7)年度税制改正関連(補足)>

### 1 iDeCo 加入可能年齢の上限の引上げ

○ このため、現在の要件である国民年金被保険者に加え、公的年金への保険料を納めつつ、上乘せとしての私的年金に加入してきた者が、引き続き老後の資産形成を継続できるよう、60歳から70歳までのiDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者(具体的には①iDeCoの加入者・運用指図者であった者及び②企業型DC等の私的年金の資産をiDeCoに移換する者)であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者にiDeCoの加入・継続拠出を認めることとすべきである。

### 3 拠出限度額

#### (2) 企業型 DC の拠出限度額

○ 事業主拠出が原則であるとの企業年金の性質を前提としつつも、マッチング拠出をめぐる現状や第2号被保険者の拠出限度額の見直しの方向性も踏まえ、総合的に従業員の老後の所得保障を手厚くするという趣旨からは、企業型DCのマッチング拠出について、事業主掛金額を超えられないとする制限を見直す必要がある。この際、企業型DCは事業主の拠出を基本とする企業年金制度であることに十分留意し、事業主が拠出額を増やすインセンティブが阻害される結果とならないよう、企業年金の普及推進も併せて行うなどの対応が必要である。

<出所:「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_48235.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_48235.html)

## ＜確定拠出年金の拠出(可能)限度額(月あたり額)の推移＞

制度区分	企業型DC		個人型DC				
	第2号		第1号	第2号		第3号	
被保険者区分	(会社員、×公務員)		(自営業者等)	(会社員)		(公務員)	(専業主婦)
	DBなし	DBあり		DB・DCなし	DCのみ	DBあり	(DBあり)
2001年10月～	3.6	1.8	6.8 <3.2>	1.5	—	—	—
2004年10月～	4.6	2.3	6.8 <2.2>	1.8	—	—	—
2010年1月～	5.1	2.55	6.8 <1.7>	2.3	—	—	—
2014年10月～	5.5	2.75	6.8 <1.3>	2.3	—	—	—
2017年1月～	5.5 (3.5)	2.75 (1.55)	6.8 <1.3>	2.3	(2.0)	(1.2)	2.3
2022年10月～	5.5	2.75	6.8 <1.3>	2.3	Min(5.5-DC,2.0)	Min(2.75-DC,1.2)	2.3
2024年12月～	5.5	5.5-DB	6.8 <1.3>	2.3	Min(5.5-DB-DC,2.0)		2.3
?	6.2	6.2-DB	7.5 <1.3>	6.2	6.2-DB-DC		2.3

- (注) 1. 「2017年1月～」欄の ( ) 書きは、企業型DC規約に個人型DC加入可の規定がある場合  
 2. 表中の「DC」は企業型DCの(個人別)事業主掛金、「DB」はDB制度対応掛金、計算額がマイナスなら拠出可能額なし。  
 3. 個人型DC第1号(自営業者等)欄の< >書きは、厚生年金給付対応掛金(個人型DC第1号掛金-企業型DC第2号DBなし掛金)

(出所)筆者作成

## < 拠出(可能)限度額の元本累計・元利合計 >

(単位：万円)

	月額	利率								
	3.6	2%	5.5	2%	6.2	2%	7.5	2%	2.3	2%
年数	元本累計	元利合計								
1	43.2	43.6	66.0	66.7	74.4	75.1	90.0	90.9	27.6	27.9
2	86.4	88.1	132.0	134.6	148.8	151.8	180.0	183.6	55.2	56.3
3	129.6	133.5	198.0	204.0	223.2	230.0	270.0	278.2	82.8	85.3
4	172.8	179.8	264.0	274.7	297.6	309.7	360.0	374.6	110.4	114.9
5	216.0	227.1	330.0	346.9	372.0	391.0	450.0	473.0	138.0	145.1
10	432.0	477.7	660.0	729.9	744.0	822.8	900.0	995.3	276.0	305.2
15	648.0	754.5	990.0	1152.7	1116.0	1299.4	1350.0	1571.9	414.0	482.0
20	864.0	1060.1	1320.0	1619.6	1488.0	1825.7	1800.0	2208.5	552.0	677.3
25	1080.0	1397.5	1650.0	2135.0	1860.0	2406.8	2250.0	2911.4	690.0	892.8
30	1296.0	1770.0	1980.0	2704.1	2232.0	3048.3	2700.0	3687.5	828.0	1130.8
35	1512.0	2181.3	2310.0	3332.5	2604.0	3756.6	3150.0	4544.3	966.0	1393.6
40	<b>1728.0</b>	<b>2635.3</b>	<b>2640.0</b>	<b>4026.2</b>	<b>2976.0</b>	<b>4538.6</b>	<b>3600.0</b>	<b>5490.3</b>	<b>1104.0</b>	<b>1683.7</b>
45	1944.0	3136.7	2970.0	4792.1	3348.0	5402.0	4050.0	6534.7	1242.0	2004.0
50	2160.0	3690.2	3300.0	5637.8	3720.0	6355.3	4500.0	7687.9	1380.0	2357.6

(出所)筆者作成

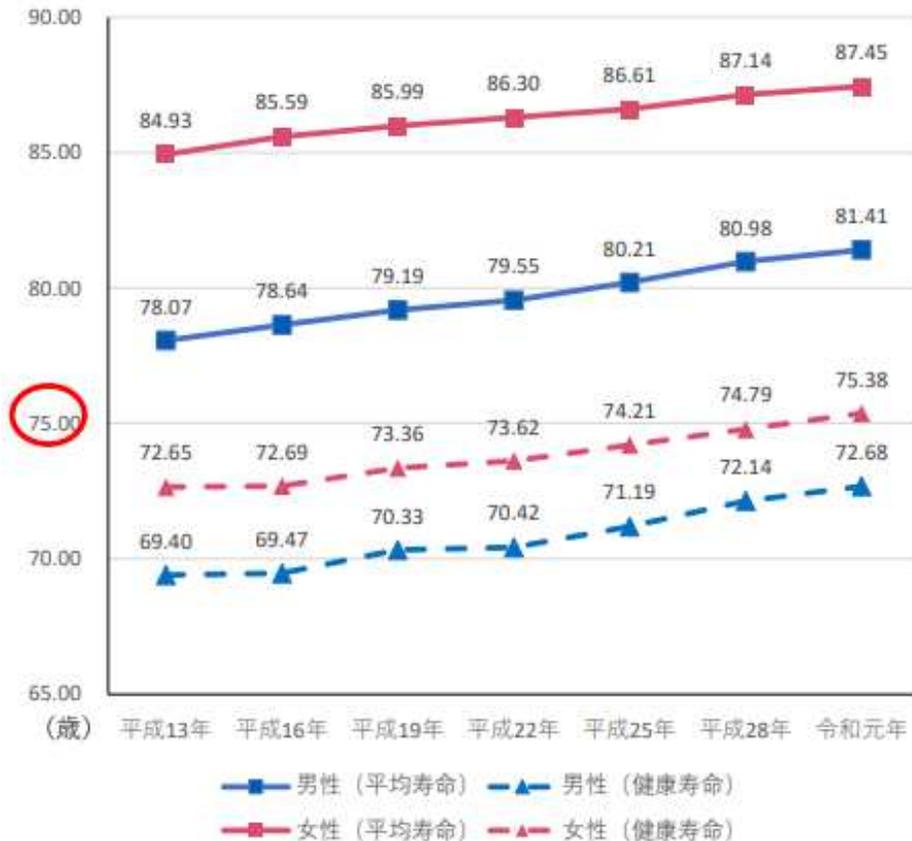
## < 拠出限度額引き上げについての論点(疑問点) >

- 掛金非課税の税制優遇(課税免除)は、効果としては、税金からの補助金と変わらない。
- 基礎年金保険料の「60歳→65歳まで」延長に国庫負担増として反対する財務省は、掛金非課税枠拡大を、どう考えているのか。
- 自営業者等の加入状況からすると、掛金非課税枠拡大は、被用者側の利点大きい。
- 財政赤字の状況からすると、掛金非課税枠拡大のコストは、国民全員が負担する消費税(の引き上げ?)で賄われることになる。
- 拠出限度額の規模は、すでに十分大きく、枠拡大は、高所得者への恩恵をさらに大きくする。
- 拠出限度額の規模は、算出される厚生年金対応掛金と比べて非常に大きい、公私年金のバランスは、とれているのか。
- 給付時課税の強化が急がれるのではないか。

## <平均寿命、健康寿命、年齢階級別の認知症有病率の概況>

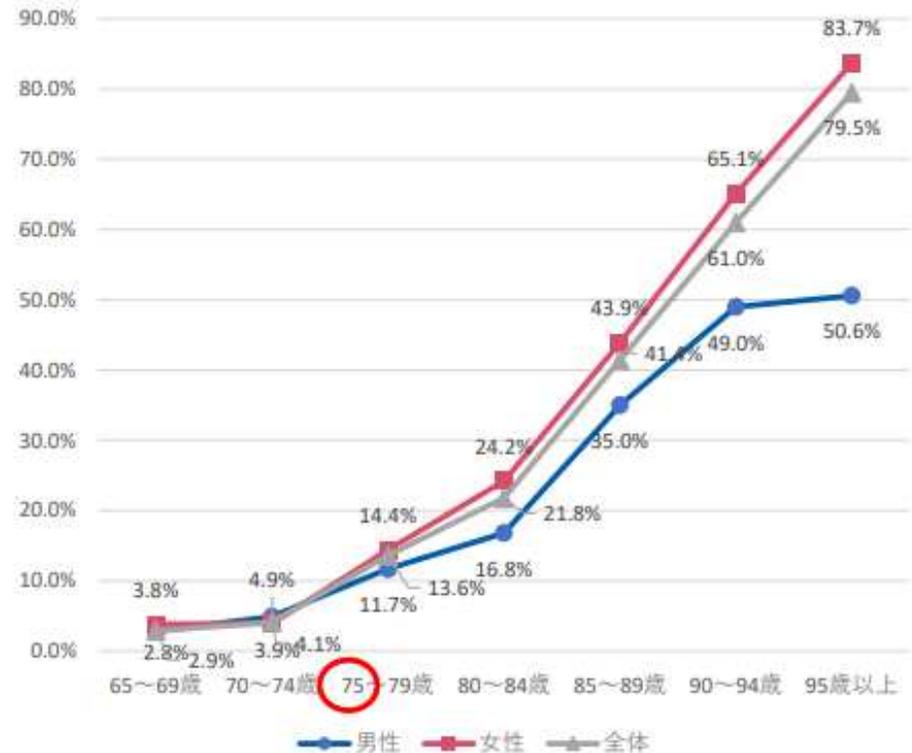
- 平均寿命・健康寿命が伸びてきている。年齢があがるにつれ、認知症有病率は上昇する。

### 平均寿命と健康寿命の推移



(出所) 第16回健康日本21 (第二次) 推進専門委員会 (令和3年12月20日) 資料3-1

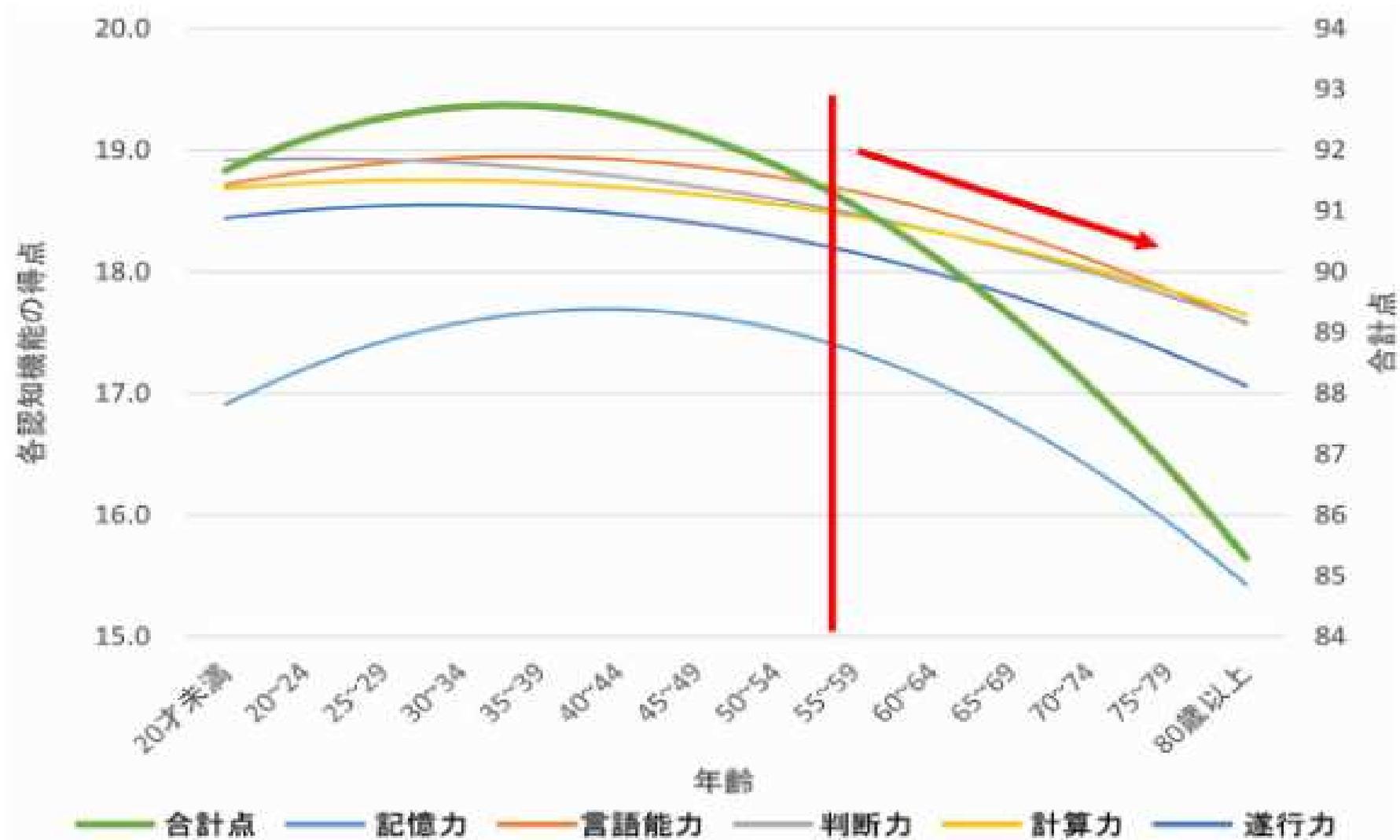
### 年齢階級別の認知症有病率



(出所) 「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応 (厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業 平成21~24年度)」 研究代表者 朝田隆 (筑波大学医学医療系)

<出所:「iDeCoの加入可能年齢・受給開始可能年齢」p18>

## <認知能力の低下→高齢期の自己責任運用は困難>



分析結果グラフ。縦軸が得点、横軸が年齢。 出典：「認知症ねっと」

<出所：[https://www.bm-sms.co.jp/wp-content/uploads/2020/09/prs\\_20170203\\_ninchicheck.pdf](https://www.bm-sms.co.jp/wp-content/uploads/2020/09/prs_20170203_ninchicheck.pdf)>

## IV 一時金から年金への促進策(私案)

＜適格年金制度の廃止理由＞

受給権保護の不足＜対応必須：契約⇒制度＞

1. 財政運営上の不備

○積立不足解消への対応が行われていない

2. 制度設計上の不備

○「定年のみ給付」などの不公平な給付設計

年金給付としての問題＜工夫可能？＞

3. 高齢者への給付

○「退職年金」→「老齢年金」への転換必要

4. 一時金給付の蔓延

○「一時金」→「年金」への転換必要

＜出所：拙稿『企業年金の「終焉」』p15＞

## <確定給付企業年金と確定拠出年金の受給の現状>

- 確定給付企業年金・確定拠出年金ともに、相当数が一時金受給を選択している。特に**確定拠出年金**では、企業型・個人型ともに**9割程度**と、この傾向が顕著である。

### 新規受給者数ベースでみた老齢給付金における年金・一時金の選択状況

	確定給付 企業年金	確定拠出年金	
		企業型	個人型
年金	24%	6%	10%
年金と一時金（併給）	8%	2%	2%
一時金	68%	93%	88%

（出所）確定給付企業年金は、厚生労働省「平成30年就労条件総合調査」の特別集計により厚生労働省にて作成。  
確定拠出年金は、確定拠出年金運営管理機関業務報告書（2021事業年度）より厚生労働省にて作成。

<出所:「公的年金と私的年金の現状と課題について」p26>

## < 年金制度の責任主体（現行） >

区分	掛金拠出	資産運用	年金給付
公的年金	加入者・事業主	政府	政府
企業年金 (DB)	事業主 (加入者)	事業主	事業主
企業年金 (DC)	事業主 (加入者)	加入者	加入者
個人年金	加入者 (事業主)	加入者	加入者

( ) は補足的

DBとDCの違いでは、**資産運用の責任主体が「事業主か加入者か」**が注目されるが、それが**年金給付の責任主体にもつながっていること**に注目する必要がある

< 出所：拙稿『企業年金の「終焉」』p22 >

## < 年金制度の責任主体 (DB強化提言) >

区分		掛金拠出	資産運用	年金給付
公的年金		加入者・事業主	政府	政府
企業年金 (DB)	現行	事業主 (加入者)	事業主	事業主
	提言1	事業主 (加入者)	事業主	第3者機関
	提言2	事業主 (加入者)	事業主	加入者
企業年金 (DC)		事業主 (加入者)	加入者	加入者
個人年金		加入者 (事業主)	加入者	加入者

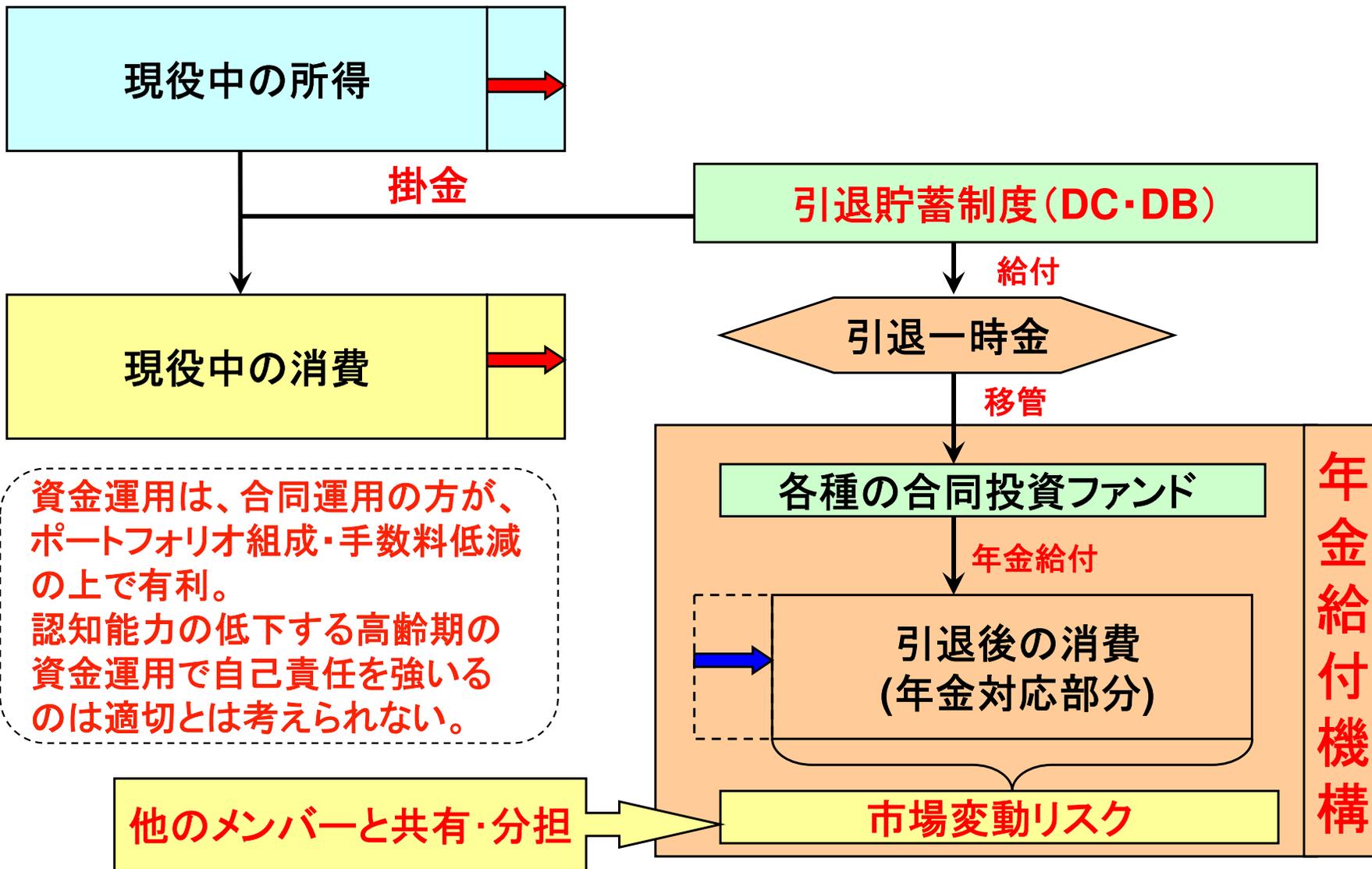
( ) は補足的

< 提言1・2は現行の選択肢 >

本発表のDB強化提案は「提言2」(「提言1」は過日発表済)であり、DBとDCの選択にあたり、事業主の年金給付の責任を緩和するもの。増大する可能性のある受給権者管理の軽減が狙い

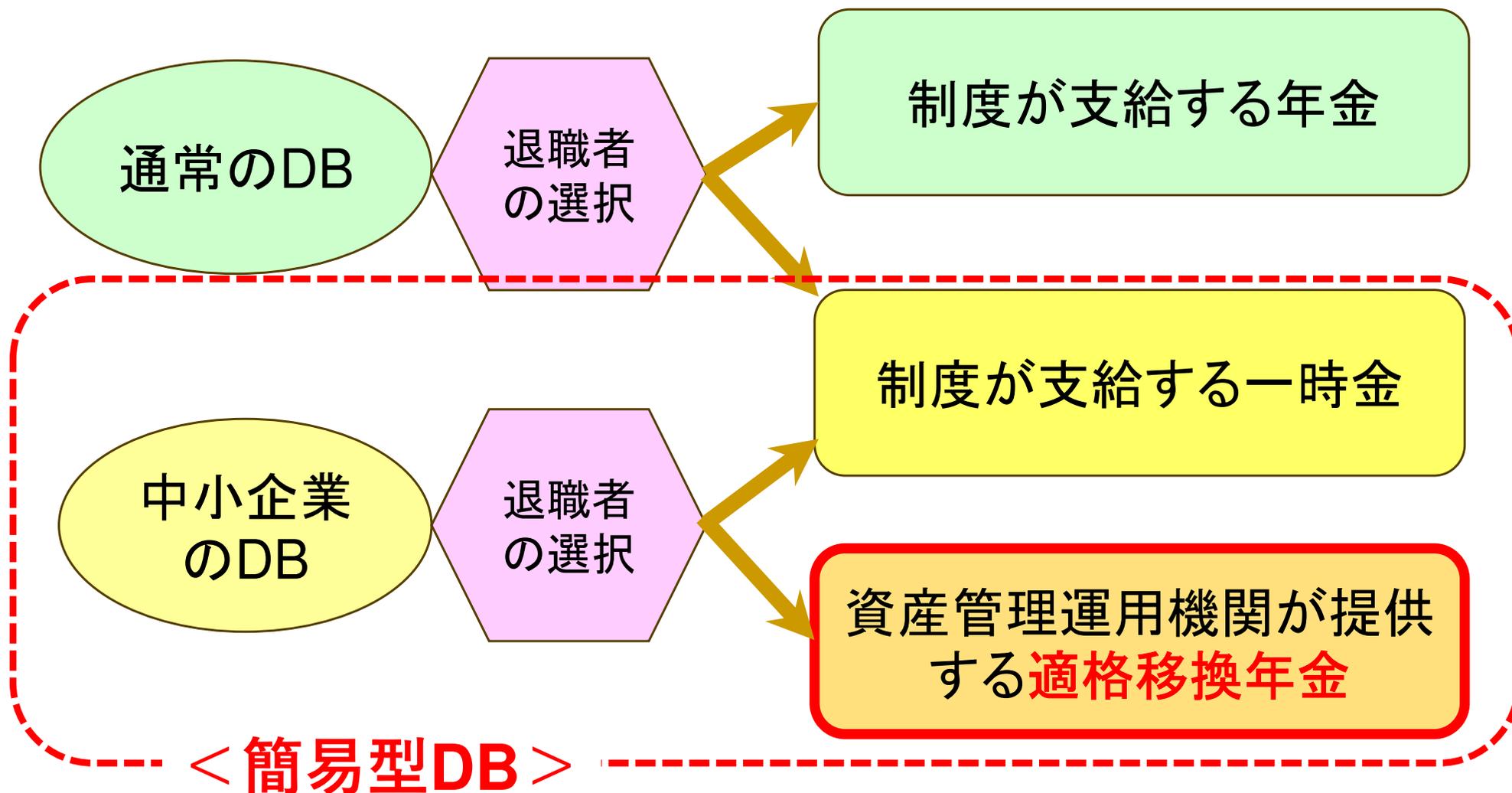
< 出所: 拙稿『企業年金の「終焉」』p23 >

# < DB強化提言 1 の骨子 >



< 出所：拙稿『企業年金のポータビリティの最終課題』p15 >

## < DB強化提言 2 の骨子 >



< 出所: 拙稿『企業年金の「終焉」』p27 >

# (参考) 公的年金の2024年財政検証関連

## <給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し>

— 幅広い複数ケースの経済前提における見通し —

第16回社会保障審議会年金部会  
2024年7月3日

資料1

足下の所得代替率※(2024年度)

※ 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

61.2% { 比例: 25.0%  
基礎: 36.2%

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額  
2024年度: 61.2%      13.4万円      9.2万円      37.0万円

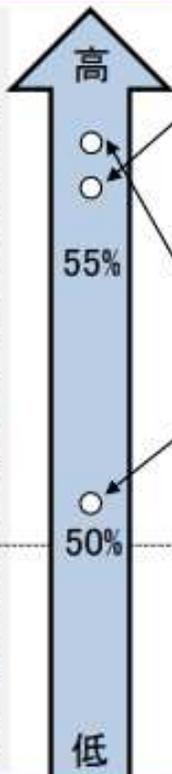
注: 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

### 将来の所得代替率

※ 給付水準調整終了後の所得代替率であり、( )内は給付水準の調整終了年度である。

実質経済成長率  
2034年度以降30年平均

労働力の前提



成長実現・労働参加進展

成長率ベースライン・労働参加漸進

一人当たりゼロ成長・労働参加現状

#### 高成長実現ケース

56.9% (2039)

{ 比例: 25.0% (調整なし)  
基礎: 31.9% (2039)

実質賃金上昇率 : 2.0%  
実質的な運用利回り(スプレッド): 1.4%

1.6%

#### 成長型経済移行・継続ケース

57.6% (2037)

{ 比例: 25.0% (調整なし)  
基礎: 32.6% (2037)

実質賃金上昇率 : 1.5%  
実質的な運用利回り(スプレッド): 1.7%

1.1%

#### 過去30年投影ケース

50.4% (2057)

{ 比例: 24.9% (2026)  
基礎: 25.5% (2057)

実質賃金上昇率 : 0.5%  
実質的な運用利回り(スプレッド): 1.7%

▲0.1%

#### 1人当たりゼロ成長ケース

実質賃金上昇率 : 0.1%  
実質的な運用利回り(スプレッド): 1.3%

▲0.7%

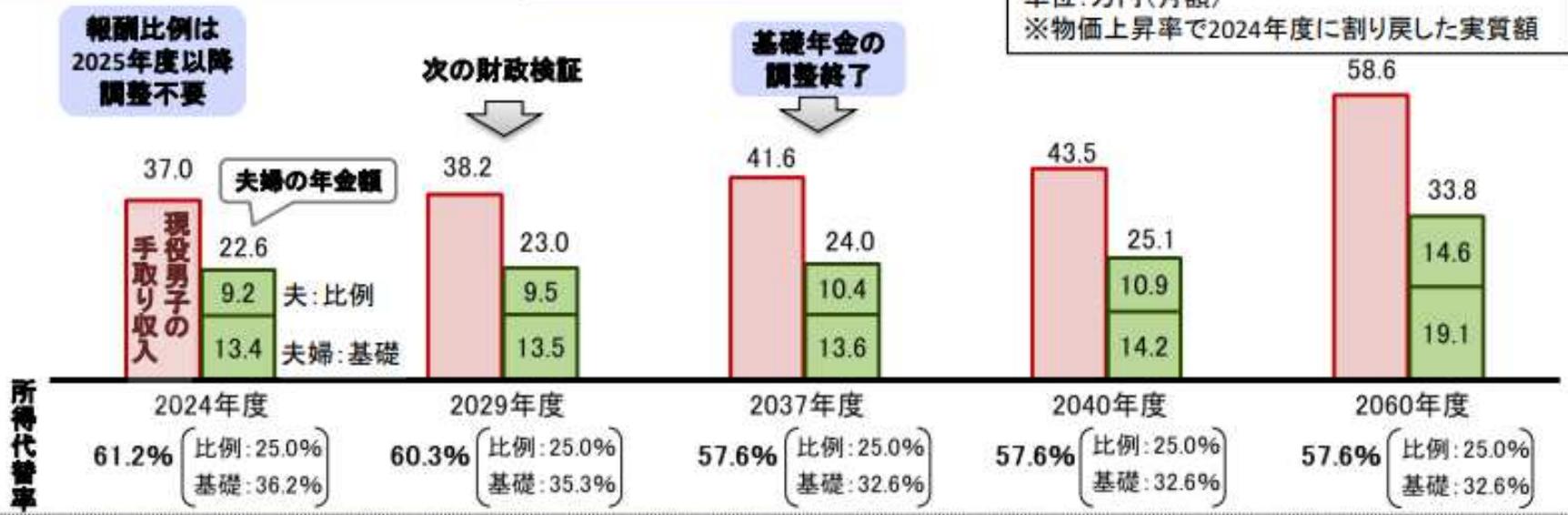
- ・ 機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2059年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率37%~33%程度(機械的に基礎、比例ともに給付水準調整を続けた場合、2059年度時点の所得代替率は50.1%)。
- ・ 2059年度時点でマクロ経済スライドの未調整分は▲21.7%。仮にマクロ経済スライドの名目下限措置を撤廃し、機械的に給付水準調整を続けた場合(経済変動あり)、給付水準調整終了後の所得代替率は45.3%(調整終了年度は2063年度)。

<出所: 社会保障審議会年金部会(2024年12月24日)参考資料1『年金制度改革の検討事項』p4>

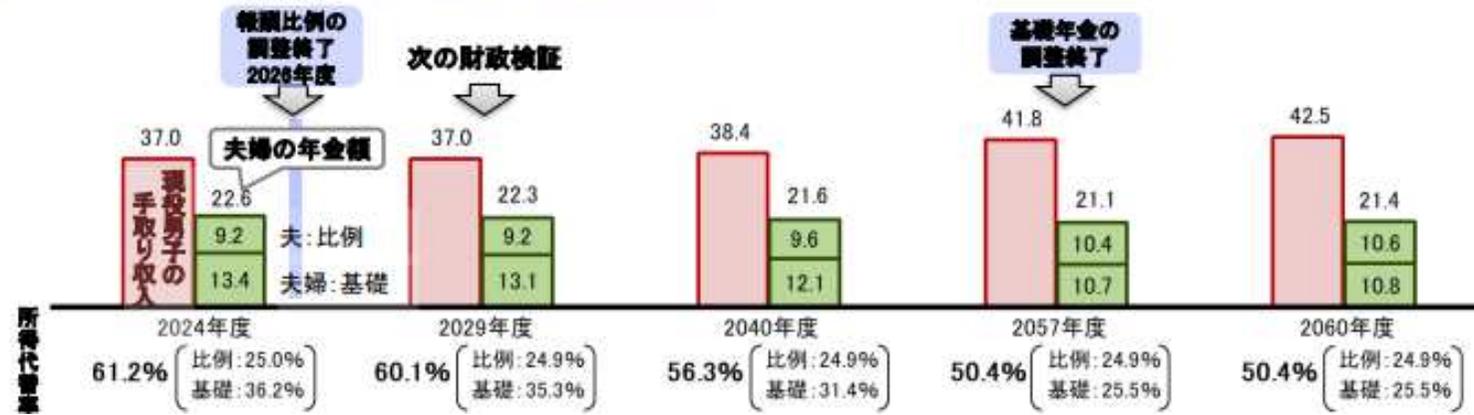
<https://www.mhlw.go.jp/content/12501000/001364864.pdf>

# ＜所得代替率及びモデル年金の将来見通し＞

## 成長型経済移行・継続ケース (実質賃金上昇率(対物価)1.5%)



## 過去30年投影ケース (実質賃金上昇率(対物価)0.5%)



＜出所:社会保障審議会年金部会(2024年12月24日)参考資料1『年金制度改革の検討事項』p5＞

<https://www.mhlw.go.jp/content/12501000/001364864.pdf>

## <オプション試算の内容>

### 1. 被用者保険の更なる適用拡大

- ①: 被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消を行う場合 ◎  
(約90万人)
- ②: ①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合 ◎  
(約200万人)
- ③: ②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合 ×  
(約270万人)
- ④: 所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合 ×  
(約860万人)

### 2. 基礎年金の拠出期間延長・給付増額 × ×

基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

### 3. マクロ経済スライドの調整期間の一致 △

基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

### 4. 在職老齢年金制度 ○

就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み(在職老齢年金制度)の見直しを行った場合

### 5. 標準報酬月額の上限 ◎

厚生年金の標準報酬月額の上限(現行65万円)の見直しを行った場合

(上記の◎○△×の記号は、「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(2024年12月24日、[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_20241225.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20241225.html))に基づくものである。

<出所: 社会保障審議会年金部会(2024年12月24日)参考資料1『年金制度改正の検討事項』p6>  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12501000/001364864.pdf>

## <2025年年金制度改定に向けた報告書の要旨まとめ>



### 年金制度改革に向けた報告書案

改革の項目	報告書案
基礎年金の底上げ	「経済が好調に推移しない場合に発動されうる備えとして位置づけ、検討を深める」
年収「106万円の壁」	貸金・企業規模条件を撤廃
5人以上の個人事業所の厚生年金加入	飲食サービス業など「非適用」業種を解消
働く高齢者の年金カット	制度の見直し
高所得者の保険料増	月々の収入ごとにまとめた等級を新設して対応
「3号被保険者」制度	パートで働く人らの厚生年金加入を進め、3号の対象者を減らす
子のない夫婦の遺族厚生年金	男女差を解消して有期給付に

<出所:朝日新聞2024年12月25日付朝刊3面>

## < 参照資料 >

### 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会

「公的年金と私的年金の現状と課題について」(2023年12月11日資料2)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001177171.pdf>)

「私的年金制度(企業年金・個人年金)の現状等」(2023年6月28日参考資料3)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001113460.pdf>)

「DC制度の環境整備」(2024年7月31日資料1)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001281783.pdf>)

「i D e C oの加入可能年齢・受給開始可能年齢」(2024年11月8日資料1)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001328784.pdf>)

「令和7年度税制改正に関する参考資料」(2024年12月26日参考資料1)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001365075.pdf>)

### 東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情」

(<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/toukei/koyou/chingin/>)

### 企業年金連合会「企業年金に関する基本統計」

(<https://www.pfa.or.jp/activity/tokei/nenkin/index.html>)

### 久保知行／日本年金学会研究発表資料

『企業年金のポータビリティの最終課題』(2018年10月25日発表)

(<https://www.ne.jp/asahi/kubonenkin/company/20181025.pdf>)

『企業年金の「終焉」』(2024年10月24日発表)

(<https://www.ne.jp/asahi/kubonenkin/company/20241024.pdf>)